

公的年金財政状況報告－平成29年度－の概要

平成31年3月28日
社会保障審議会年金数理部会

0. 公的年金財政状況報告－平成29年度－について

- 「公的年金財政状況報告」は、公的年金の毎年度の財政状況について、公的年金の各制度・各実施機関からの報告に基づき、専門的な観点から横断的に分析・評価を行った結果をとりまとめたものである。
- この報告では、実績の動向等を明らかにし、財政検証（・財政再計算）との比較を行っているほか、共済組合等を含めた厚生年金全体での財政状況もとりまとめている。

「公的年金財政状況報告－平成29年度－」の構成

第1章 公的年金の概要

第2章 財政状況

第1節 被保険者の現状及び推移

第2節 受給権者の現状及び推移

第3節 財政収支の現状及び推移

第4節 財政指標の現状及び推移

第3章 財政検証・財政再計算結果との比較

第1節 財政検証・財政再計算結果と比較することの意義と手法

第2節 財政収支等の実績と将来見通しとの比較

(人口要素、経済要素、被保険者数等、収入、支出、積立金)

第3節 財政指標の実績と将来見通しとの比較

第4節 積立金の乖離の分析

第5節 厚生年金に係る財政状況の評価

付属資料(長期時系列表、用語解説など)

平成29年度における 報告聴取経過

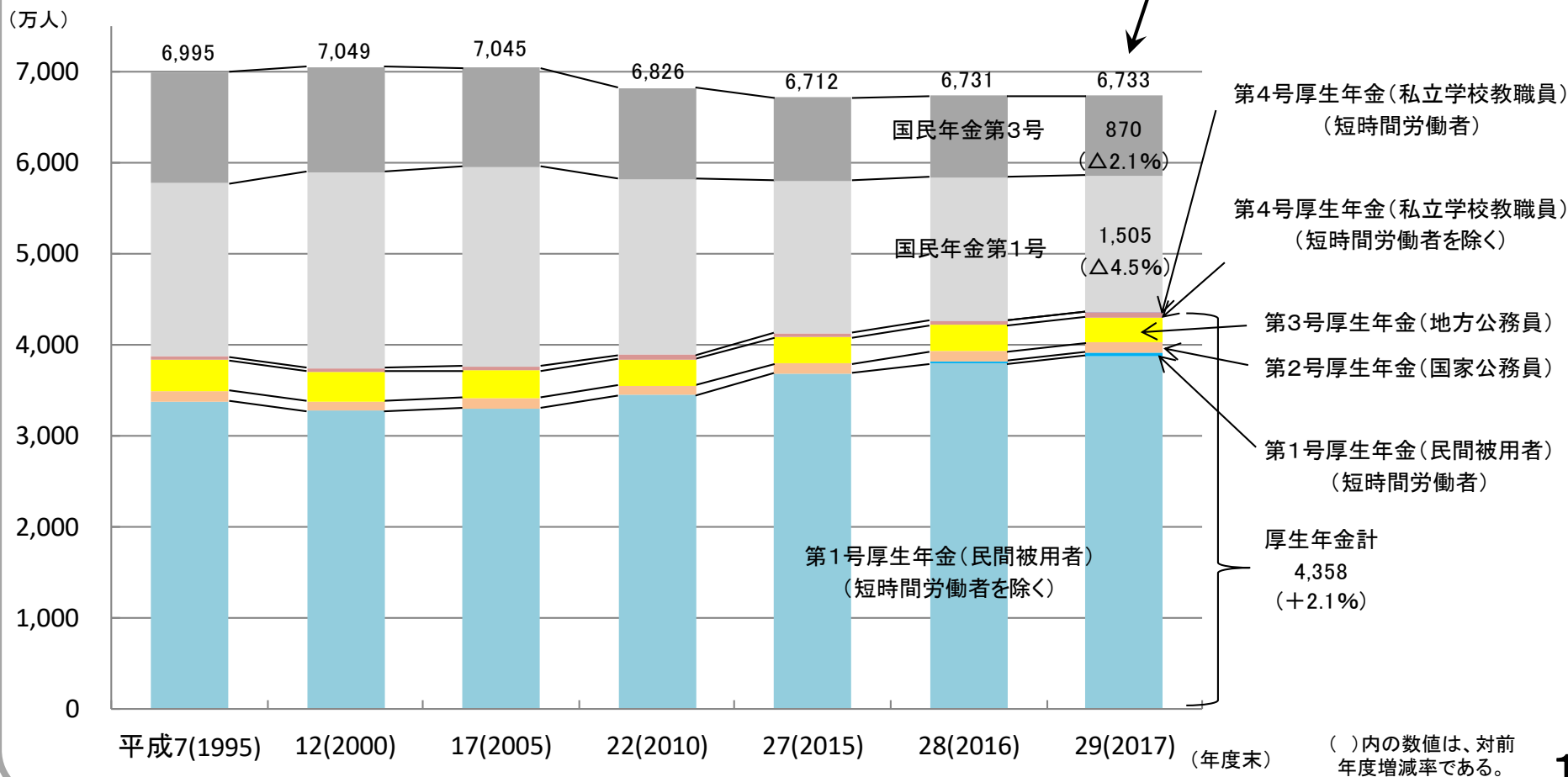
- 第79回年金数理部会
(平成30年12月14日開催)
 - ・厚生年金保険(第1号)
 - ・国民年金・基礎年金制度
- 第80回年金数理部会
(平成30年12月17日開催)
 - ・国家公務員共済組合
 - ・地方公務員共済組合
 - ・私立学校教職員共済制度

被保険者の現状及び推移

(第2章第1節より抜粋)

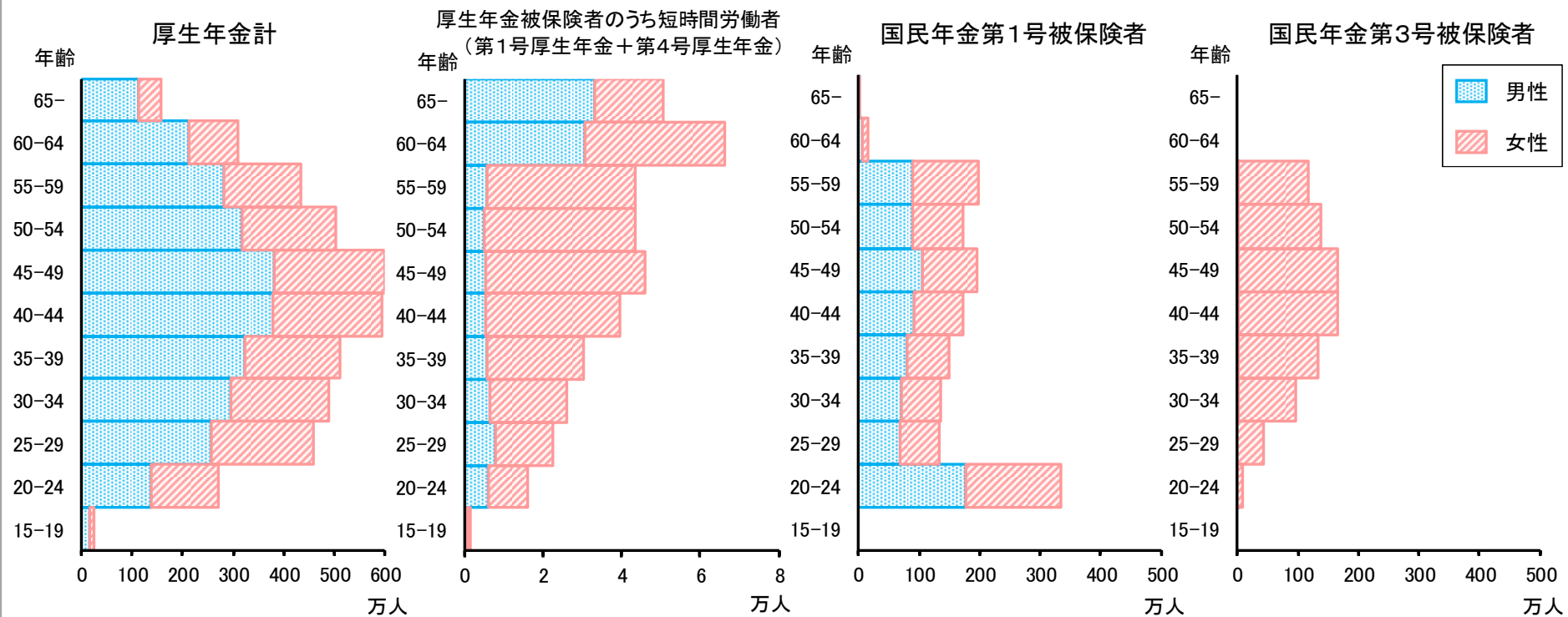
1. 公的年金の被保険者数の推移

- 平成29(2017)年度は、国民年金第1号被保険者、第3号被保険者は減少が続いているものの、厚生年金の被保険者が増加したため、被保険者数は0.04%増加。
- 厚生年金の被保険者数の増加率は2.1%であり、このうち短時間労働者を除いた被保険者数の増加率は1.9%、短時間労働者の被保険者数の増加率は31.9%。



2. 被保険者の年齢分布

- 平成29(2017)年度末の被保険者の年齢分布をみると、厚生年金計や国民年金第3号被保険者では45～49歳の年齢階級の割合が最も大きい。
- 厚生年金被保険者のうち短時間労働者では、男性は60歳以上の被保険者が多く、女性は40～64歳の被保険者が多い。
- 国民年金第1号被保険者では20～24歳の年齢階級の割合が最も大きく2割強を占める。

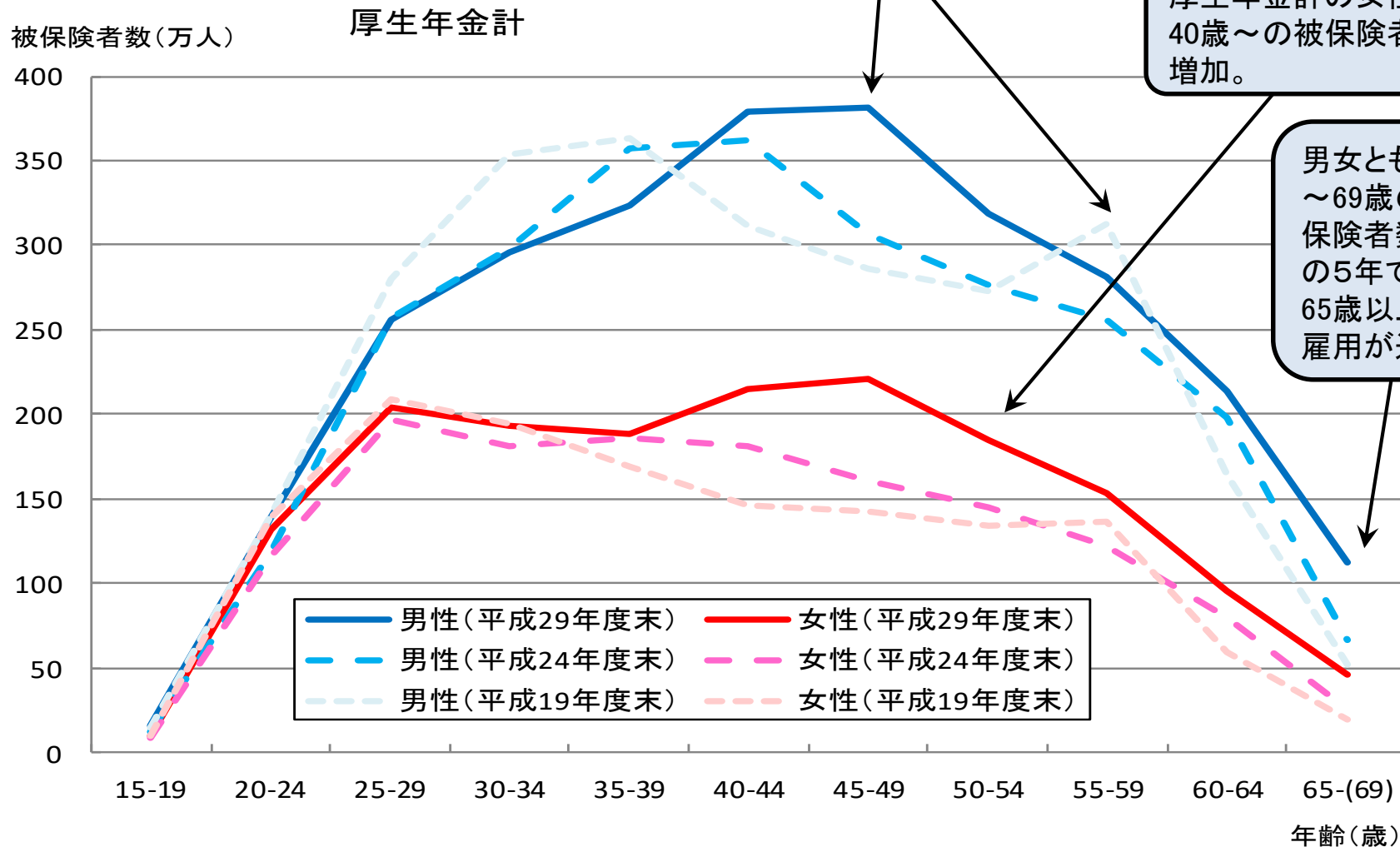


3. 被保険者の年齢分布の変化(厚生年金計)

厚生年金計の男性では、最も被保険者数が多い年齢階級が10年前は35～39歳、5年前は40～44歳、平成29(2017)年度末では45～49歳にシフト(団塊ジュニア世代)。10年前にあった55～59歳の第二のピークは、団塊世代の引退に伴い消滅。

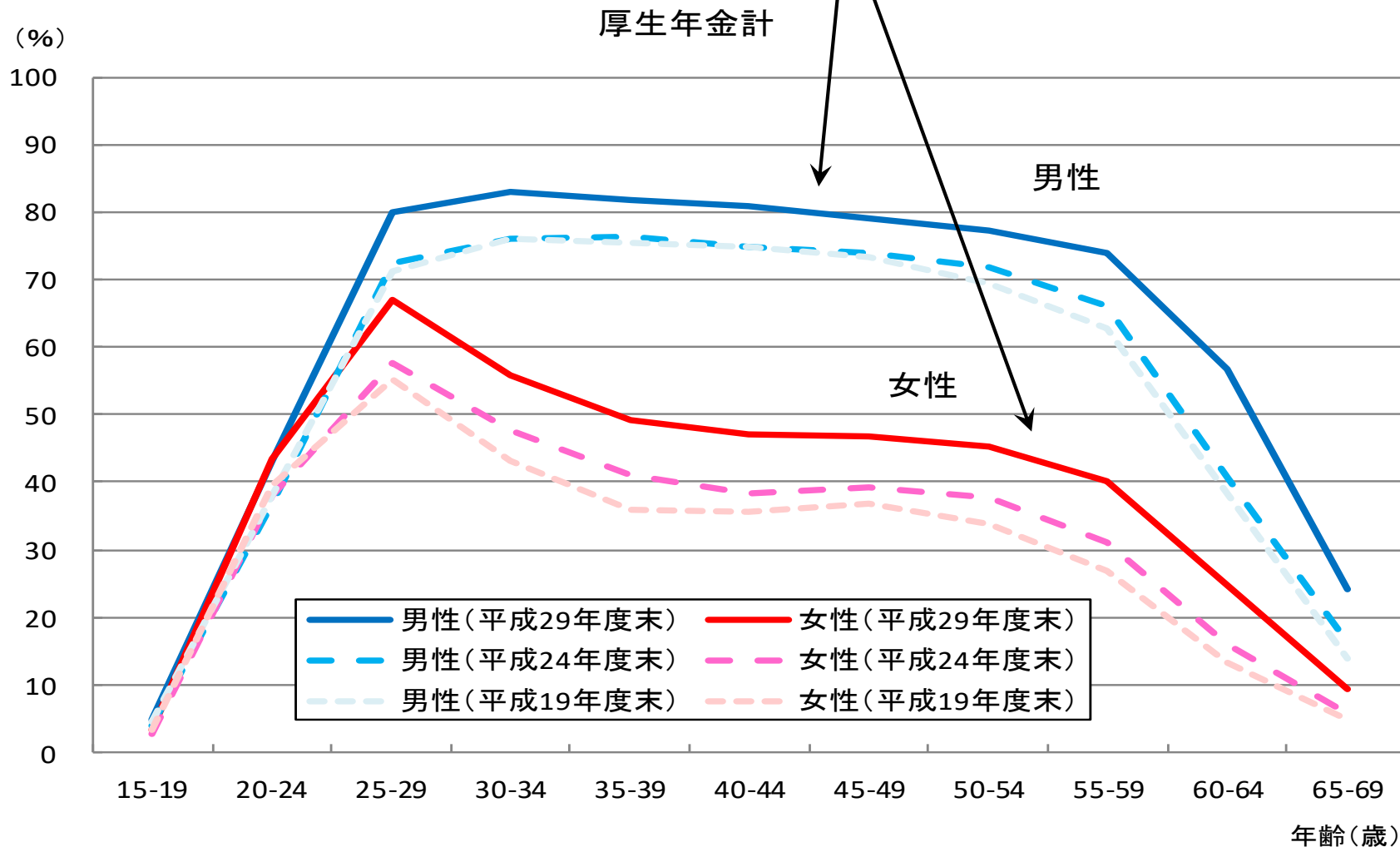
厚生年金計の女性では、40歳～の被保険者数が増加。

男女ともに65～69歳の被保険者数がこの5年で増加。65歳以上の雇用が進展。



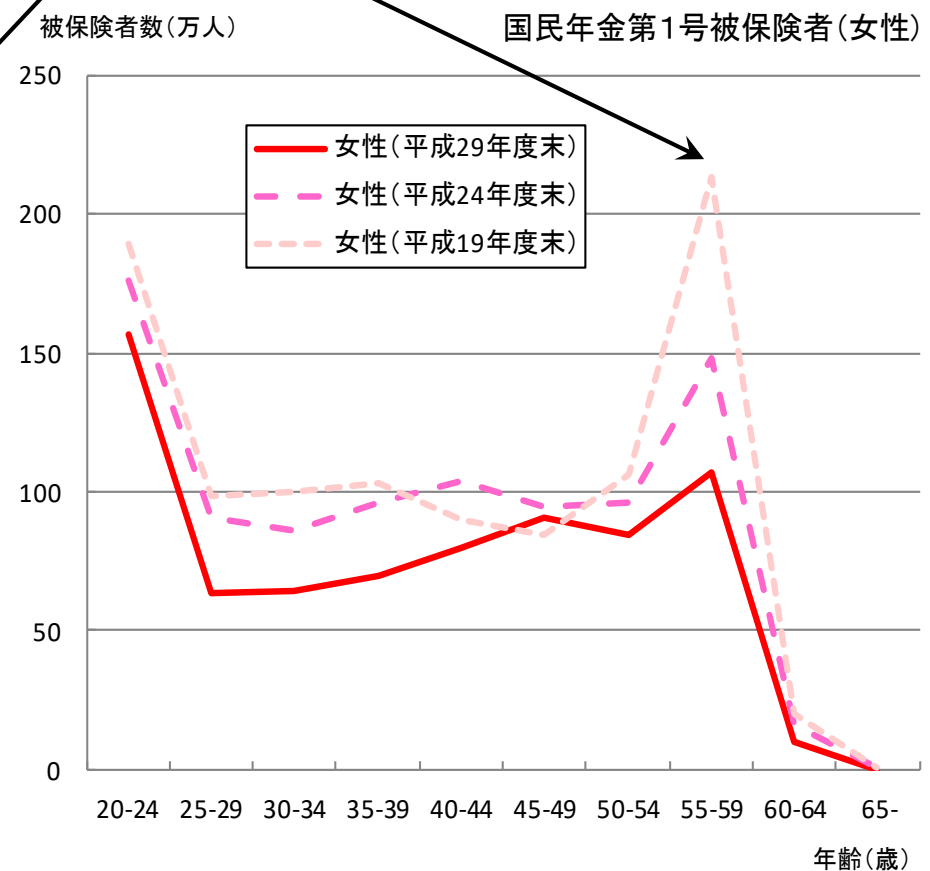
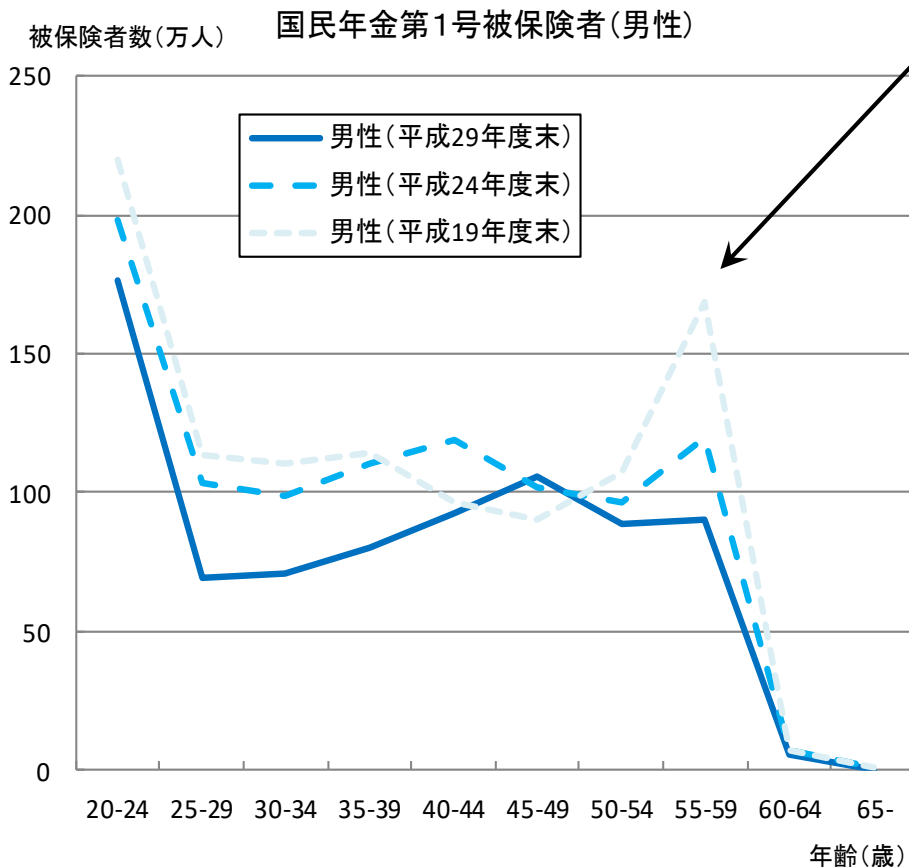
4. 被保険者数の総人口比の変化(厚生年金計)

厚生年金計の男女ともに5年前と比べ、全ての年齢階級で被保険者数の総人口比が上昇。



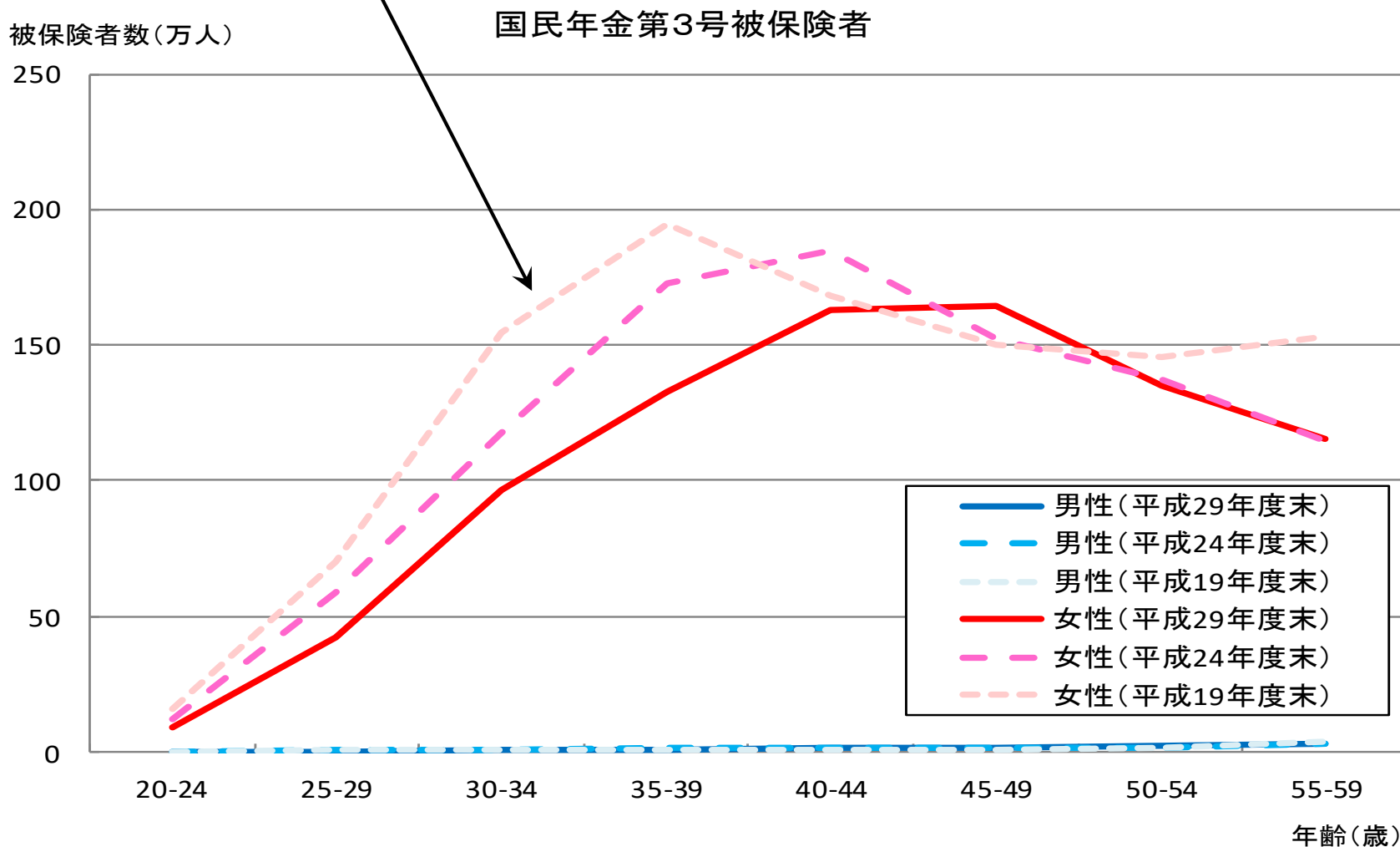
5. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第1号)

国民年金第1号被保険者では、団塊ジュニア世代のシフトを除くと、男女ともに全体的に被保険者数が減少し、特に55～59歳で大幅に減少。



6. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第3号)

国民年金第3号被保険者の女性では、39歳以下の被保険者数の減少が著しい。

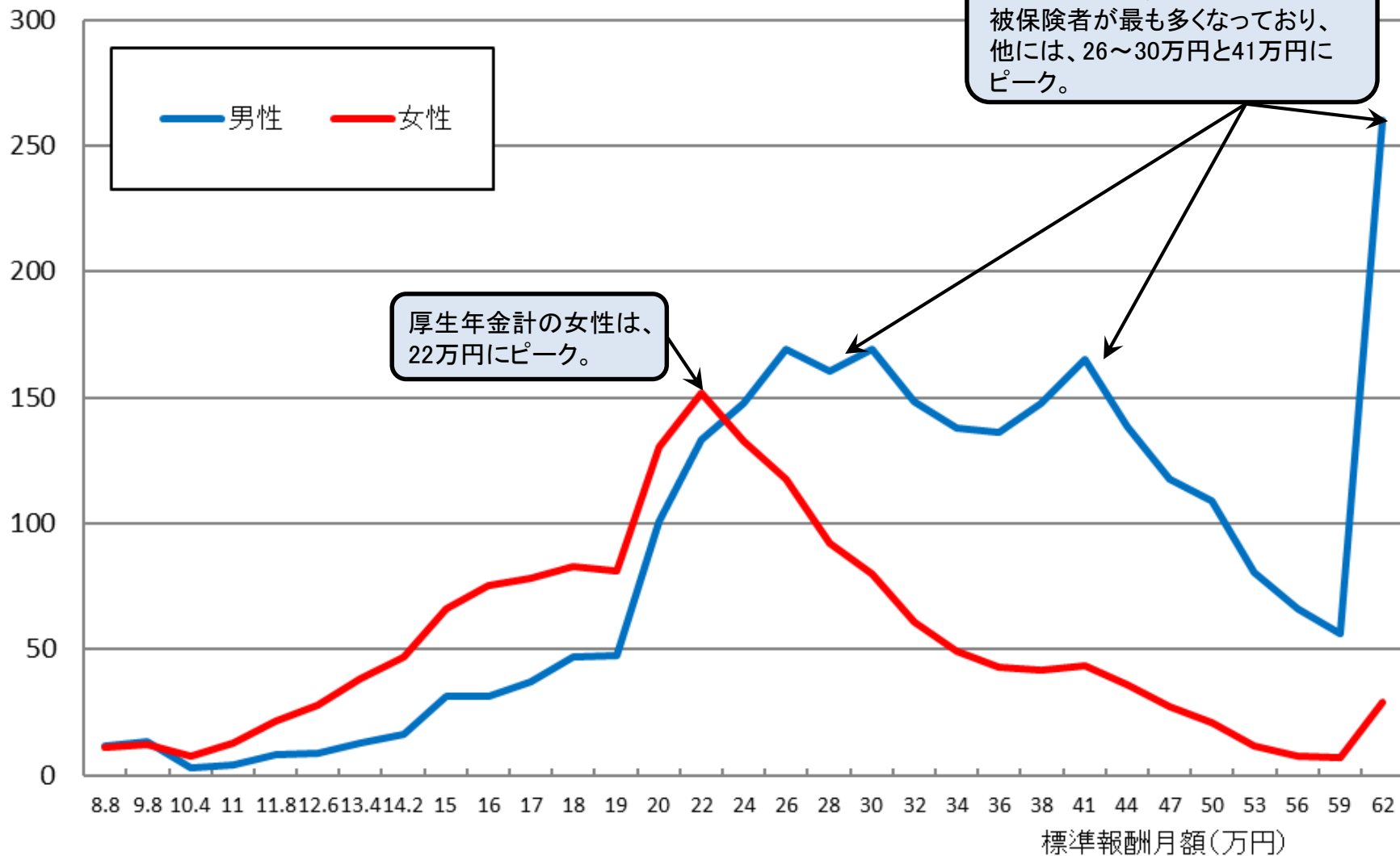


7. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布

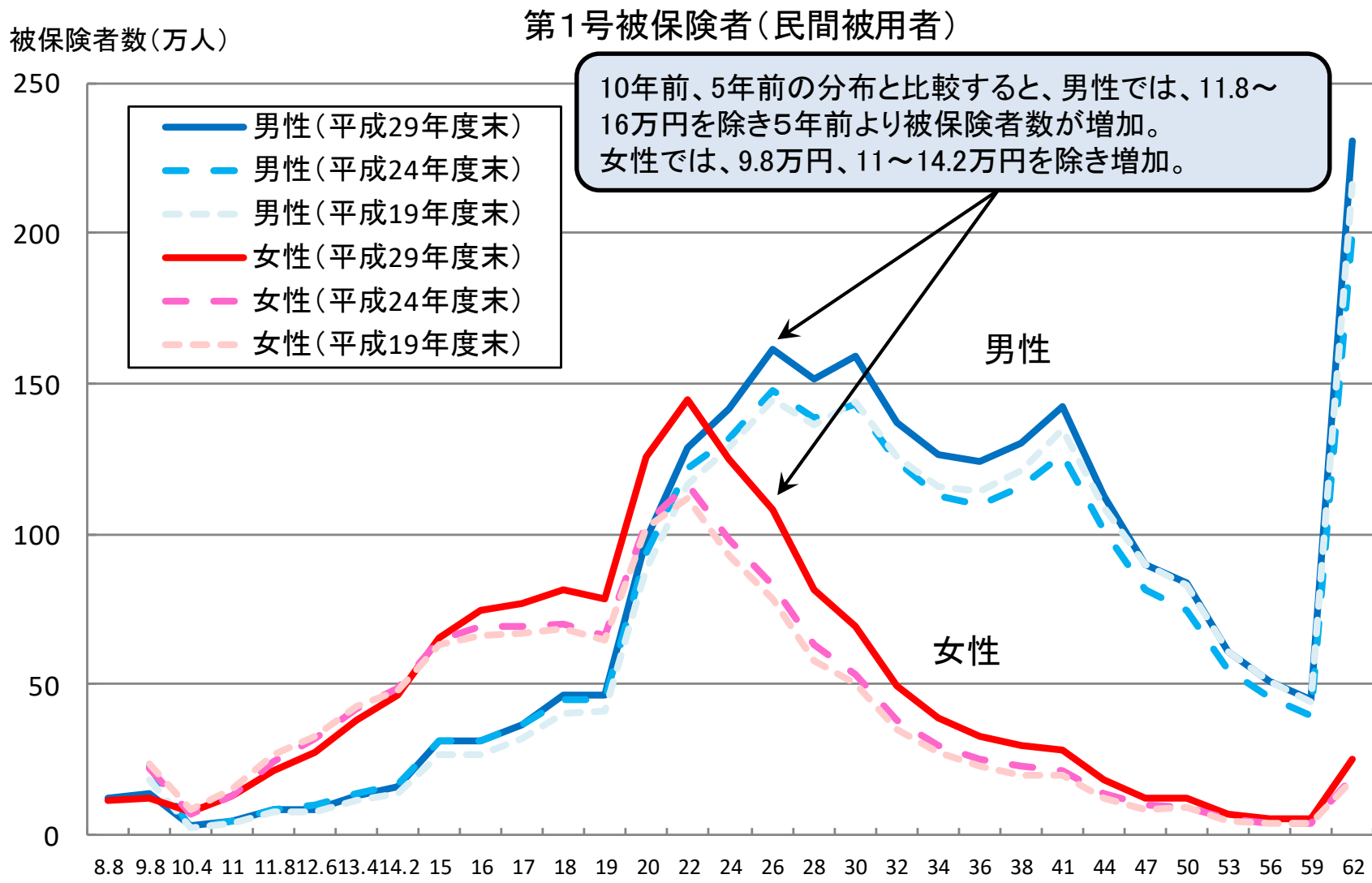
厚生年金計(平成29年度末)

(万人)

(万人)



8. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布



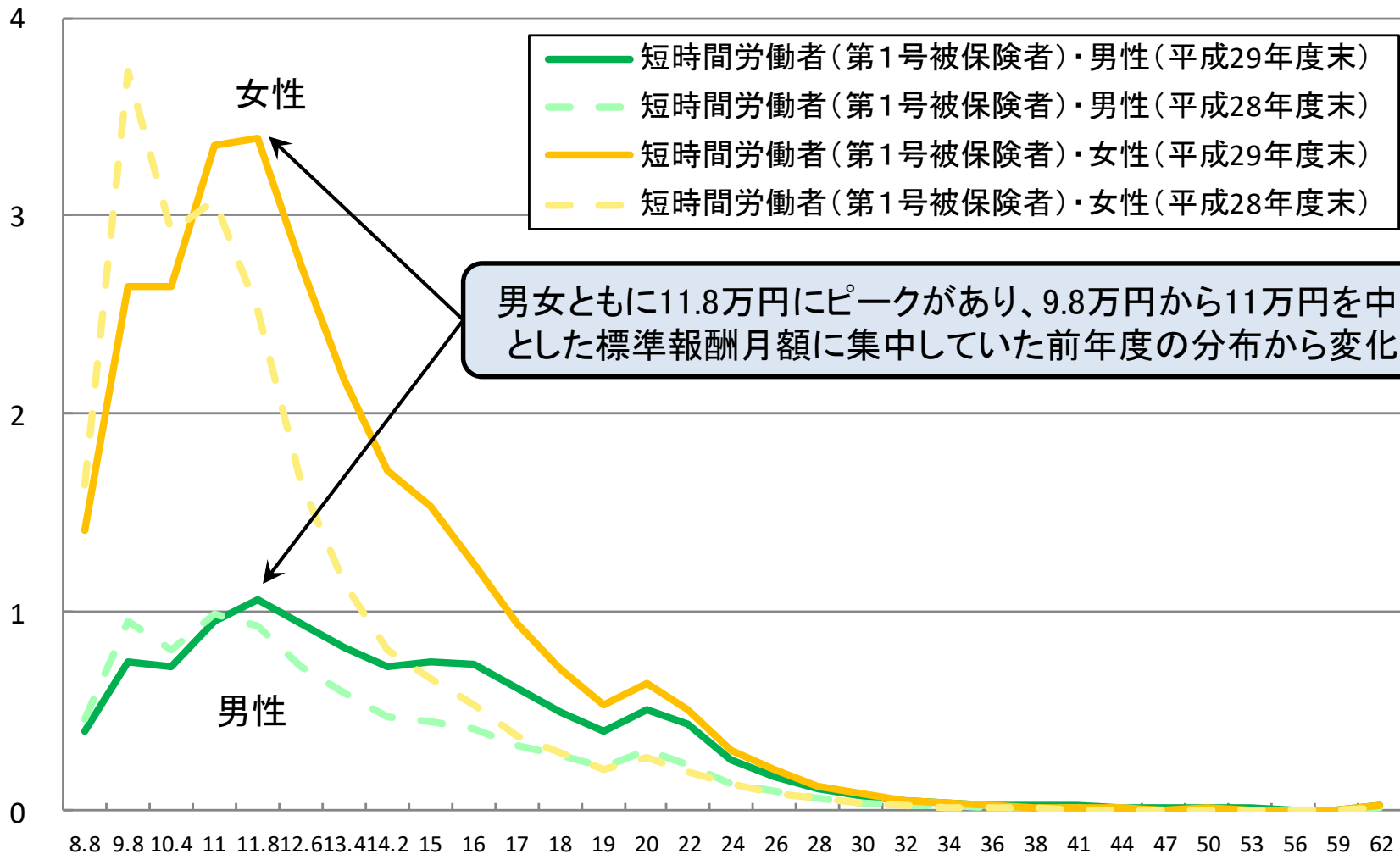
注 平成29年度末の第1号被保険者には短時間労働者が含まれている。

標準報酬月額(万円)

9. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布

第1号被保険者(民間被用者)のうち短時間労働者

被保険者数(万人)



男女ともに11.8万円にピークがあり、9.8万円から11万円を中心とした標準報酬月額に集中していた前年度の分布から変化。

標準報酬月額(万円)

受給権者の現状及び推移

(第2章第2節より抜粋)

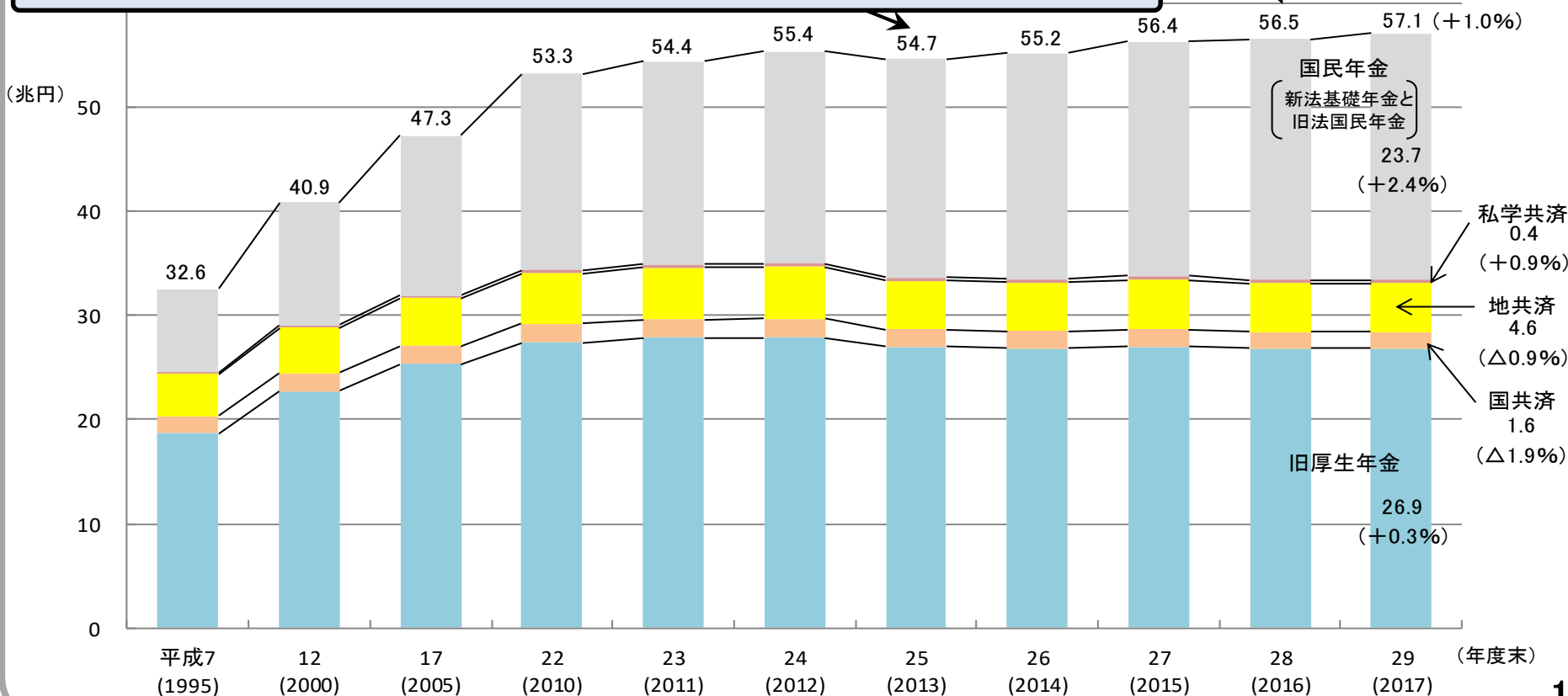
10. 受給権者の年金総額の推移

平成29(2017)年度末は、前年度末に比べ、国共済及び地共済を除き増加。

平成28(2016)年度末は、前年度末に比べ、私学共済を除く被用者年金で減少。平成28(2016)年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられたことが影響。

平成25(2013)年度末の年金総額は、前年度末に比べ被用者年金全制度で減少。
平成25(2013)年度から男性及び共済組合等の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられるとともに特別支給の定額部分がなくなったことが影響。加えて国共済及び地共済については、被用者年金一元化法により、平成25(2013)年8月(同10月支給分)から恩給期間に係る給付の引下げが行われたことも影響。

()内の数値は、対前年度増減率である。

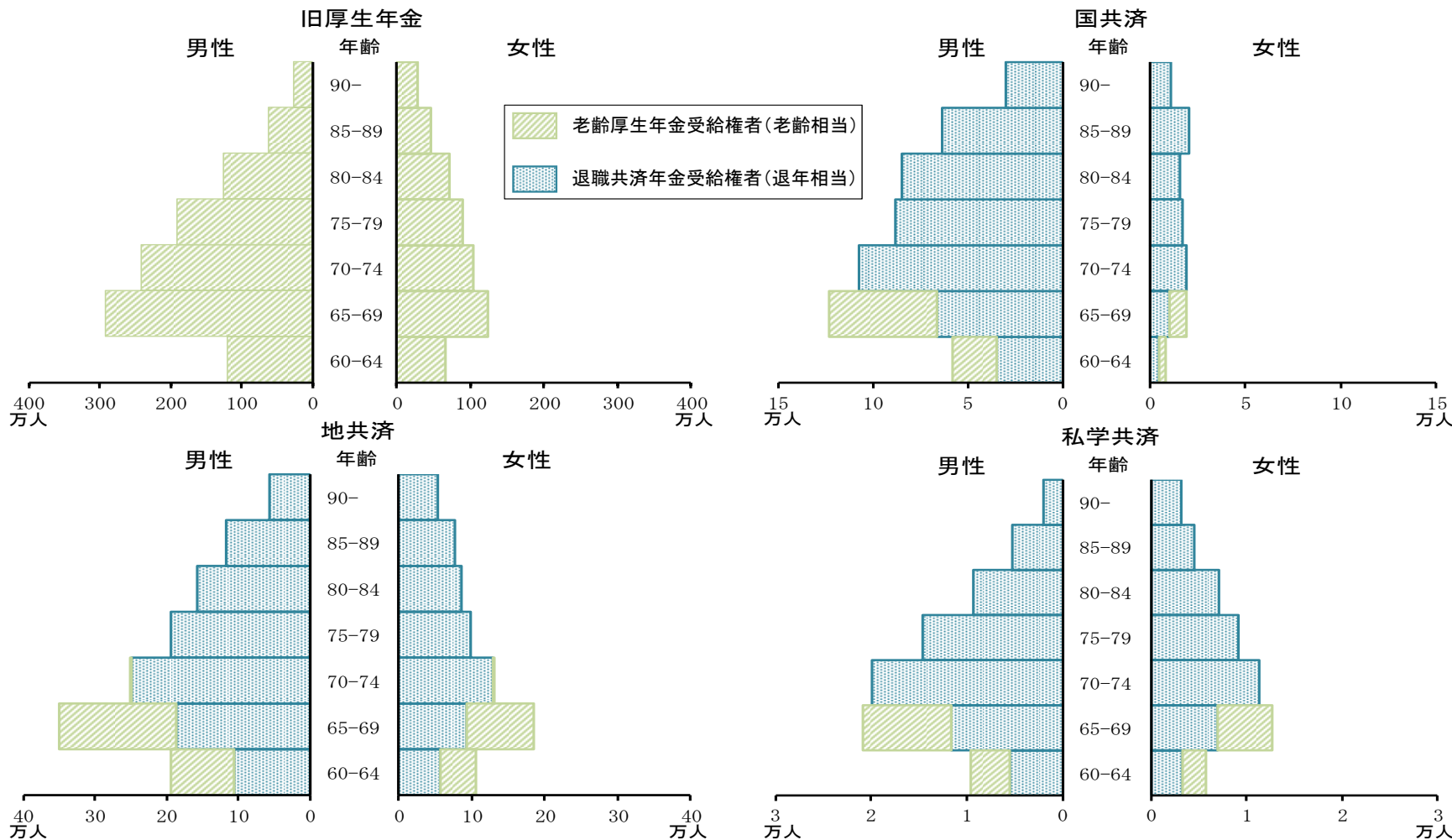


注 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

11. 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布

- 全ての制度で65～69歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっている。
- 国共済では女性の受給権者が少ないこと、女性において65～89歳の各年齢階級における受給権者数にあまり差がないのが特徴的。

※ 老齢・退年相当とは、老齢(退職)年金の受給権者のうち、原則25年以上の被保険者期間を有するものをいう。



12. 共済組合等の職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年金額(推計)

実施機関によって年金額に差が生じているのは、男性では、平均加入期間は旧厚生年金の方が長いものの、年金額の算定基礎となる標準報酬額が共済組合等の方が高いこと、国共済や地共済における受給権者の年齢が旧厚生年金より高くなっていることが影響。

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平均年金額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	144,903	172,085	174,675	174,299	149,340
男性	165,668	175,605	182,198	190,554	168,003
女性	103,026	154,490	161,080	149,633	111,244
女(男=100)	62.2	88.0	88.4	78.5	66.2

注1 国共済、地共済及び私学共済の退年相当の退職共済年金の職域加算部分を除いた年金額は推計値である。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

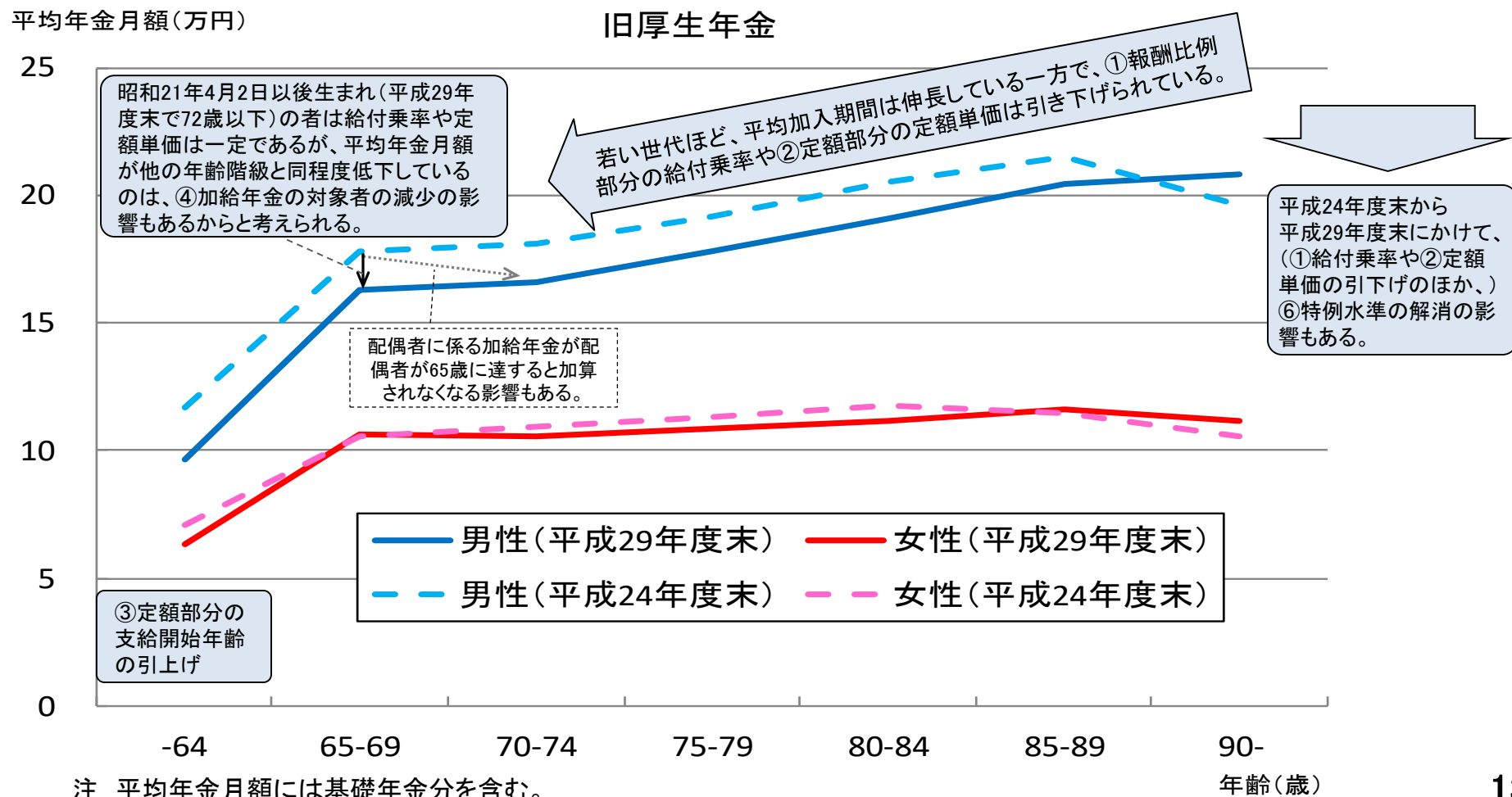
女性では、年金額の算定基礎となる標準報酬額の差に加え、共済組合等の平均加入期間が旧厚生年金よりも相当程度長いことが影響。国共済においては受給権者の年齢が旧厚生年金より高くなっている影響もある。

共済組合等の共済年金には職域加算部分が含まれていることから、これを除いた厚生年金相当部分の年金額を推計している。

13. 老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金額

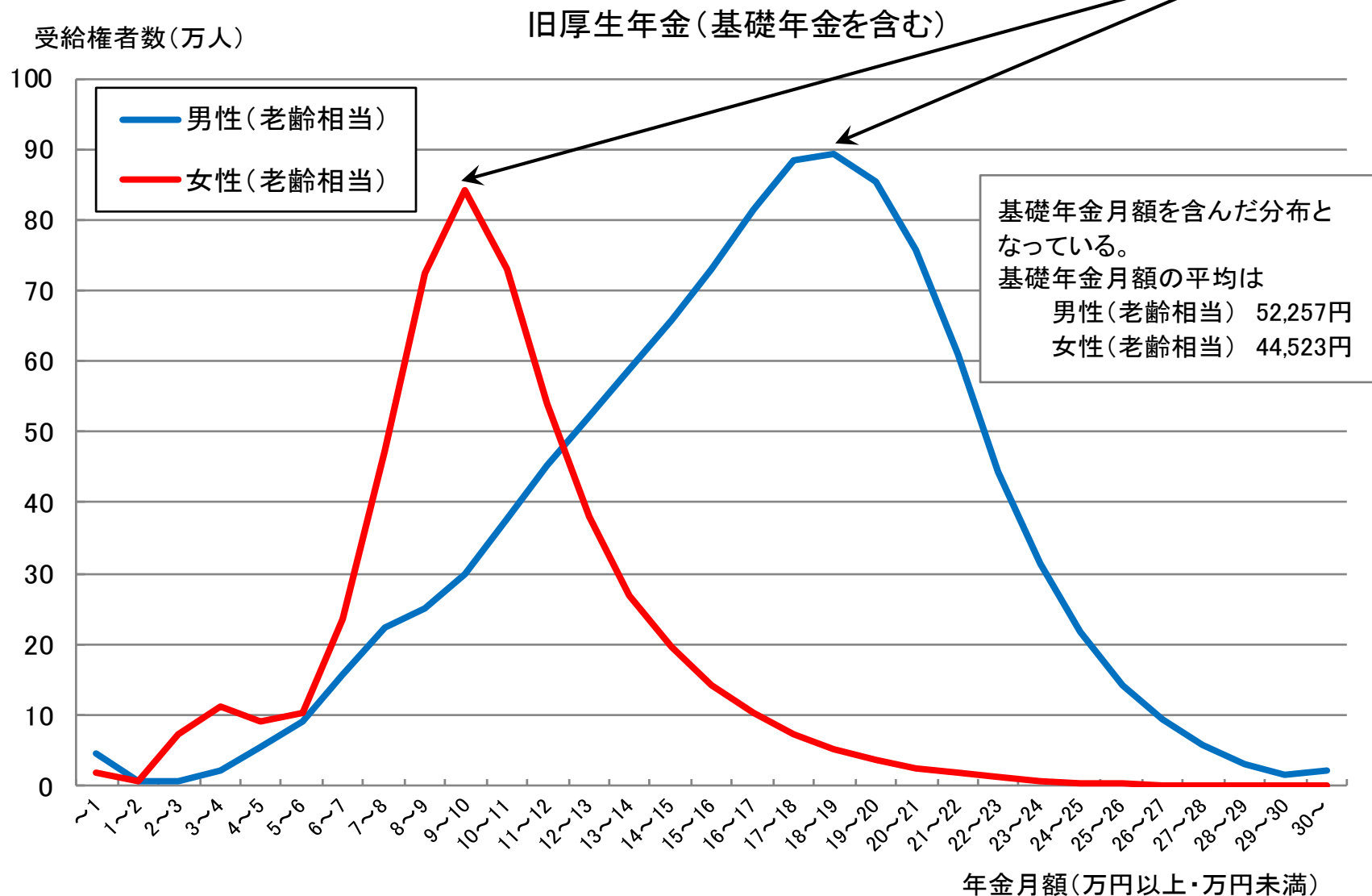
旧厚生年金の平均年金額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長するなかで、減少傾向にあるが、その要因として、

- ①報酬比例部分の給付乗率の引下げ
 - ②定額部分の定額単価の引下げ
 - ③定額部分の支給開始年齢の引上げ
 - ④加給年金の対象者の減少
 - ⑤物価スライド
 - ⑥特例水準の解消(年金額のマイナス改定)
- が考えられる。



14. 老齢相当の年金月額階級別受給権者数

基礎年金を含む額で、男性は17～20万円に、女性は8～11万円にピークがある。



財政収支の現状

(第2章第3節より抜粋)

15. 平成29年度の単年度収支状況

- 「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」に分けて分析している。
- 厚生年金制度内又は公的年金制度内での拠出金・交付金について、厚生年金計、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合は、収入・支出両面から除いて表示。

区 分		厚生年金 計	国民年金		公的年金 制度全体
			国民年金勘定	基礎年金勘定	
		億円	億円	億円	億円
前年度末積立金 (㉞) 時価ベース		1,736,648	89,668	31,926	1,858,241
収 入 (単 年 度)	総額	500,718	38,164	234,924	527,027
	保険料収入	358,723	13,964	・	372,687
	国庫・公経済負担	105,969	19,363	・	125,332
	追加費用	6,496	・	・	6,496
	基礎年金交付金	7,187	4,728	・	・
	職域等費用納付金	968	・	・	968
	解散厚生年金基金等徴収金	16,153	・	・	16,153
	基礎年金拠出金収入	・	・	234,874	・
	独立行政法人福祉医療機構納付金	1,888	104	・	1,992
	その他	3,334	5	50	3,389
(単 年 度 出)	総額	493,118	41,578	235,998	523,914
	給付費	290,772	5,541	224,089	520,403
	基礎年金拠出金	200,526	34,571	・	・
	基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)	・	・	11,905	・
	その他	1,820	1,466	3	3,289
運用損益分を除いた単年度収支残 (㉟)		7,600 <△8,553>	△3,414	△1,074	3,113 <△13,041>
運用損益 (㊱) 時価ベース	113,176	5,892	15	119,084	
その他 (㊲) 時価ベース	94	64	-	157	
年度末積立金 (㉞+㉟+㊱+㊲) 時価ベース		1,857,518	92,210	30,867	1,980,595

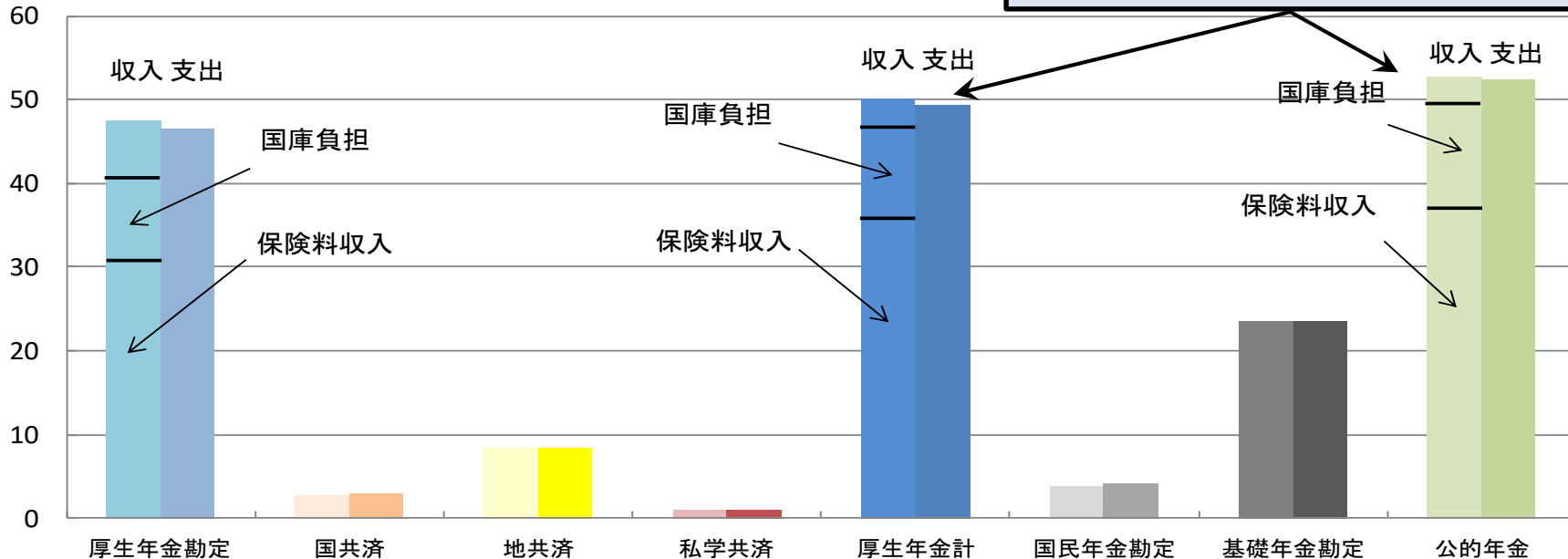
注 < >内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

16. 平成29年度の単年度収支状況(イメージ)

公的年金制度全体の運用損益を除いた単年度収支残はプラス(解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除くとマイナス)。運用損益は全制度でプラス。

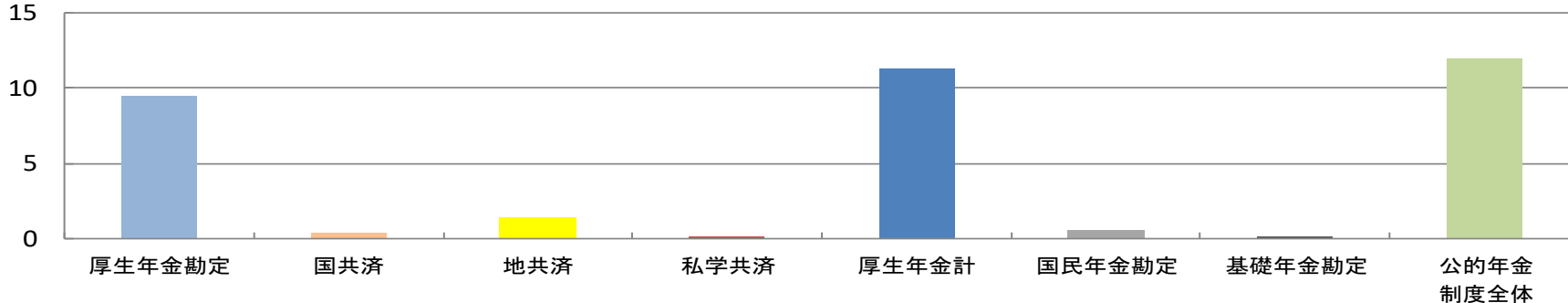
(兆円) 収入総額・支出総額(運用損益を除く)(平成29年度)

厚生年金計及び公的年金制度全体の収支状況を作成。



公的年金制度内での拠出金・交付金について、公的年金制度全体の財政収支状況を見る場合は、収入・支出両面から除いて表示。

(兆円) 運用損益(平成29年度)



17. 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析

厚生年金の保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
	億円	億円	億円	億円	億円
平成(西暦)					
28(2016)	294,754	12,070	32,003	4,031	342,858
29(2017)	309,442	12,340	32,735	4,207	358,723

被保険者数の増加が保険料収入の増加に大きく寄与。

対前年度増減率(%)

29(2017)	5.0	2.2	2.3	4.4	4.6
----------	-----	-----	-----	-----	-----

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
注2 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。

区分		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済
		%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率		5.0	2.2	2.3	4.4
要因別の寄与分	被保険者数	3.2	0.3	0.3	2.0
	1人当たり標準報酬額	0.3	0.2	0.0	△0.2
	保険料率	1.3	2.0	2.0	2.6
	その他	0.3	△0.3	△0.1	△0.0

注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

平成29(2017)年度中に保険料率が引き上げられたことが保険料収入を増加させる方向に寄与。

厚生年金は平成29(2017)年9月に保険料率が平成16年財政再計算における最終保険料率18.3%に到達しているが、この際の引上げ幅は0.118%ポイントと、国共済、地共済及び私学共済の0.354%ポイントより小さくなっている影響が現れている。

18. 国民年金勘定の現年度保険料収入の増減要因の分析

国民年金第1号被保険者数の減少が保険料収入を減少させる方向に寄与。

保険料の引上げが保険料収入を増加させる方向に寄与。

納付率の上昇が保険料収入を増加させる方向に寄与。

年度	保険料収入			現年度納付率	最終納付率	保険料
	現年度保険料	過年度保険料				
平成(西暦)	億円	億円	億円	%	%	円
27(2015)	15,139	14,037	1,102	63.4	73.1	15,590
28(2016)	15,069	14,280	790	65.0		16,260
29(2017)	13,964	13,237	728	66.3		16,490
対前年度増減率(%)		対前年度増減差				
27(2015)	△6.9	△6.4	△12.4	0.3	0.9	
28(2016)	△0.5	1.7	△28.3	1.7		
29(2017)	△7.3	△7.3	△7.9	1.3		

注1 納付率とは、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び納付猶予月数を含まない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。なお、納付対象月数、納付月数ともに保険料一部納付者についても1月と計数している。
注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

区分		平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
現年度保険料の対前年度増減率		△6.4	1.7	△7.3
要因別の寄与分	被保険者数	△4.0	△4.9	△5.5
	保険料免除被保険者数割合	△0.2	△1.8	△2.6
	保険料額	2.2	4.1	1.6
	納付率	0.5	2.6	2.0
	その他	△5.0	1.7	△2.9

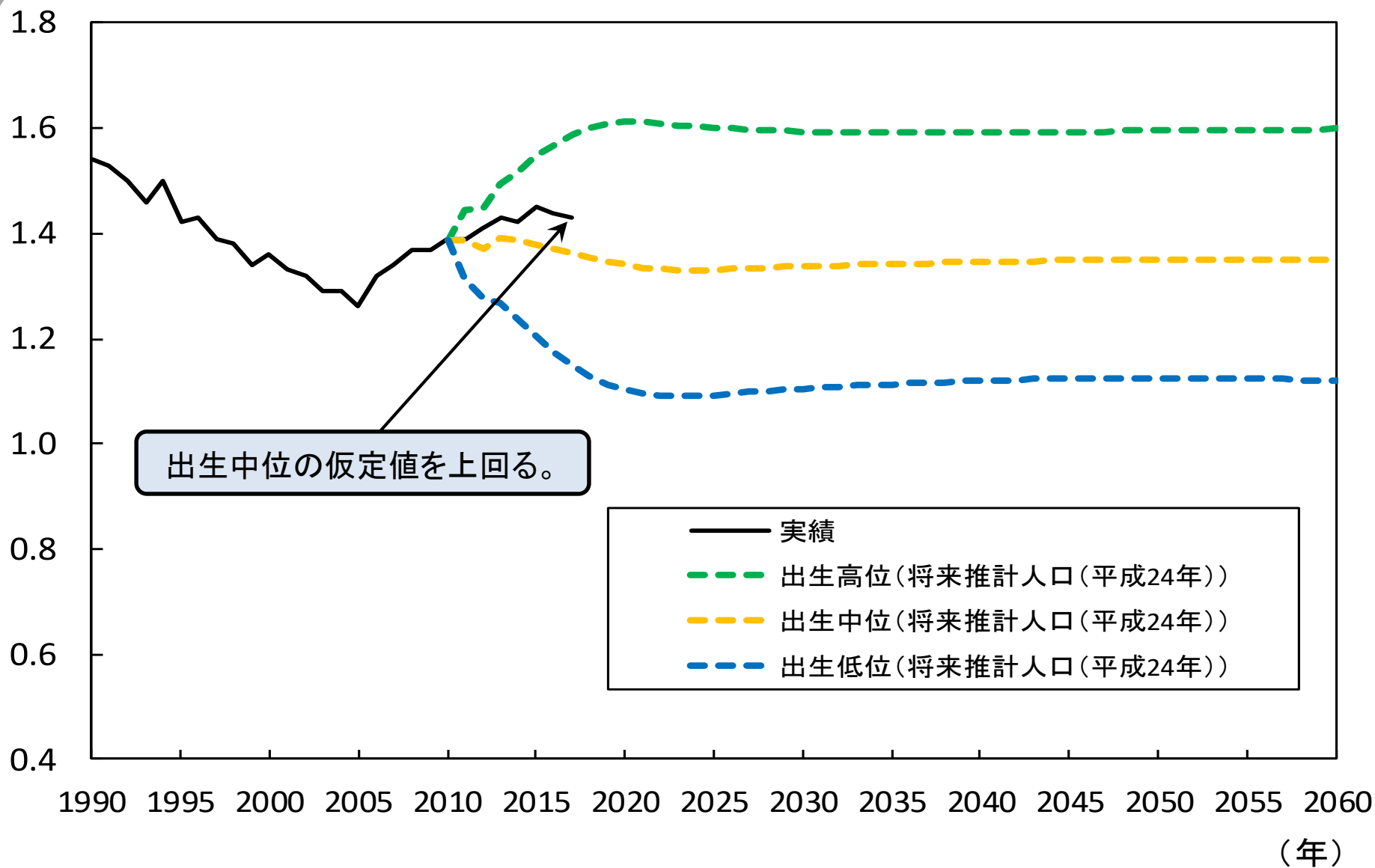
注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の現年度保険料に対する率で表している。
注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。
注3 保険料額は、収納月を考慮して加重平均している。

その他は要因分析の残差であるが、これには平成26(2014)年4月に創設された保険料の2年前納制度の影響が含まれる。

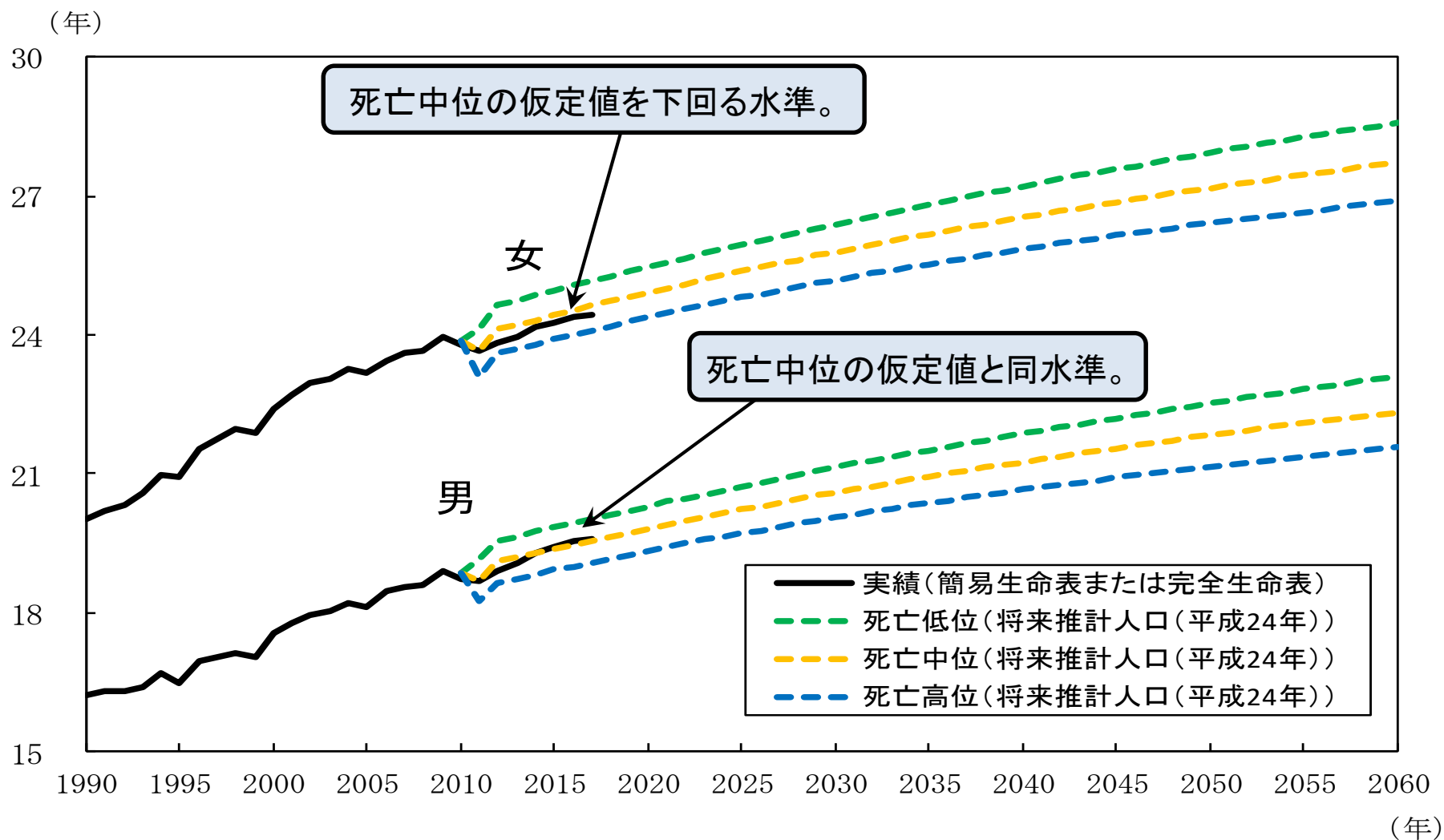
平成28(2016)年7月から納付猶予対象者が50歳未満に拡大された影響が含まれる。 18

財政収支等の実績と将来見通しとの比較 (第3章第2節より抜粋)

19. 合計特殊出生率の実績と前提との比較

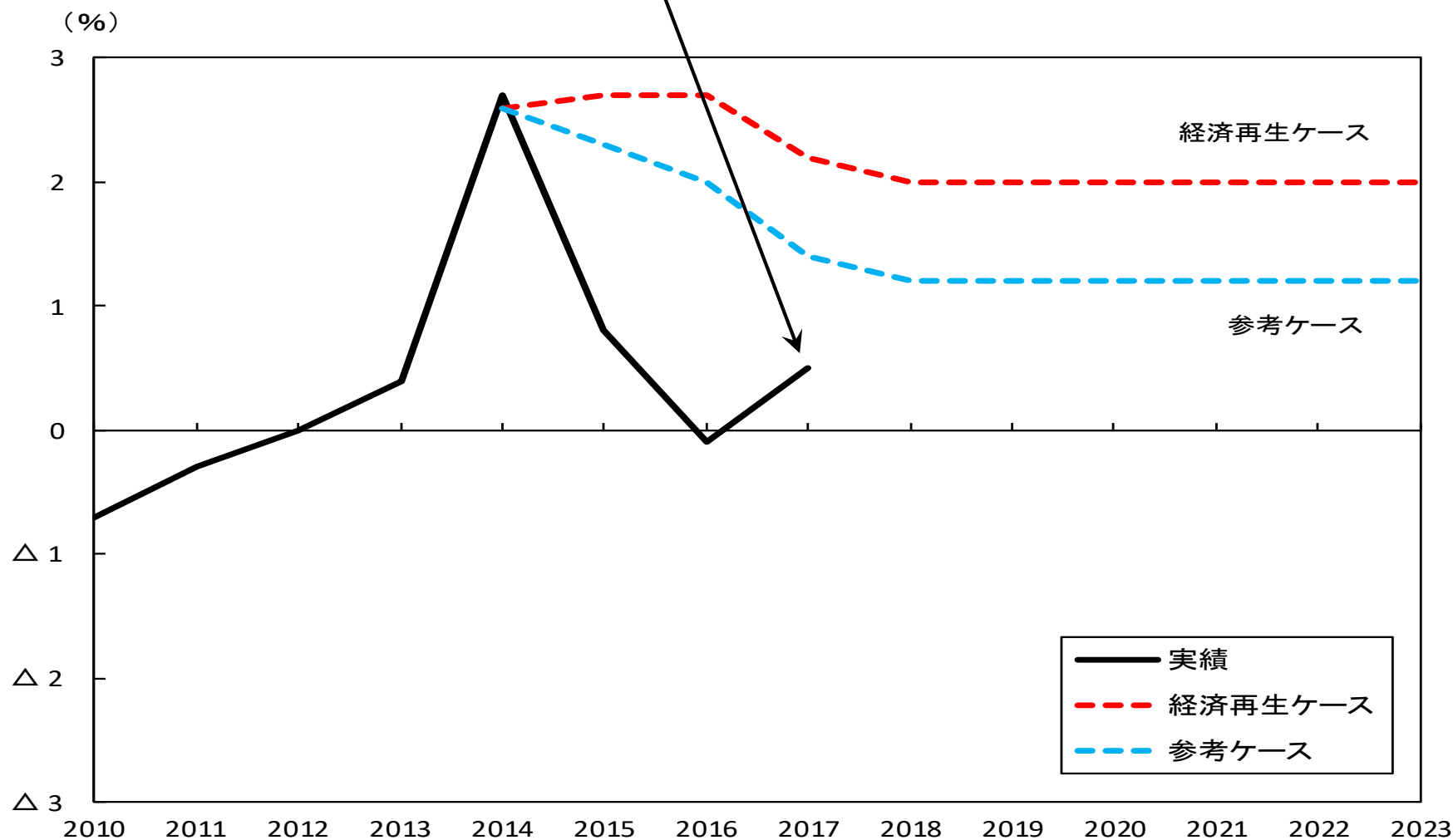


20. 65歳平均余命の実績と前提との比較



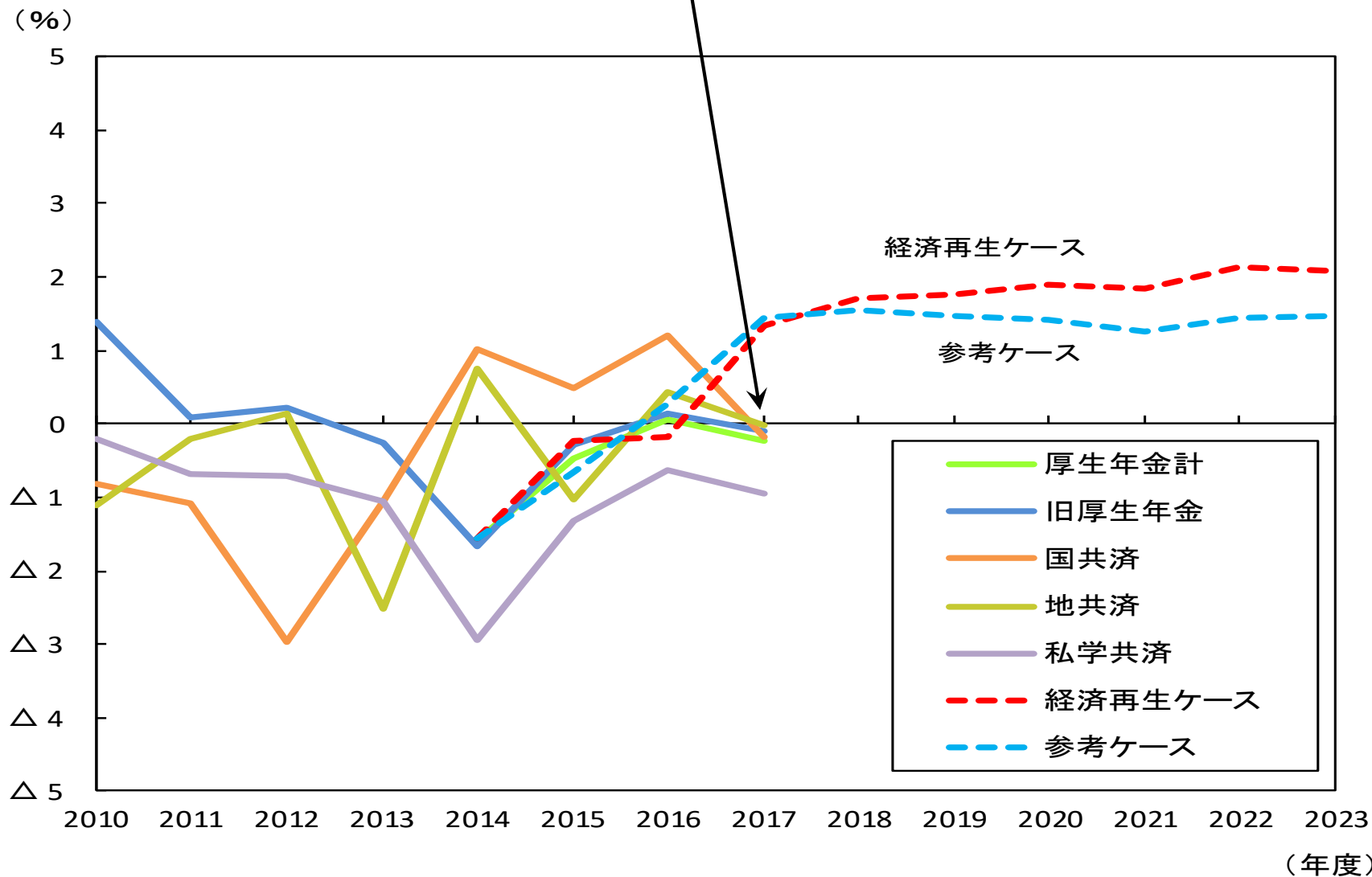
21. 物価上昇率の実績と前提との比較

平成29(2017)年の実績は、原油価格の上昇によるガソリン、電気代などの上昇、法改正による酒類の上昇、制度改正による診療代の上昇などにより0.5%の上昇となったが、平成26年財政検証等における前提と比較すると、経済再生ケース、参考ケースのいずれにおいても実績が前提を大きく下回っている。



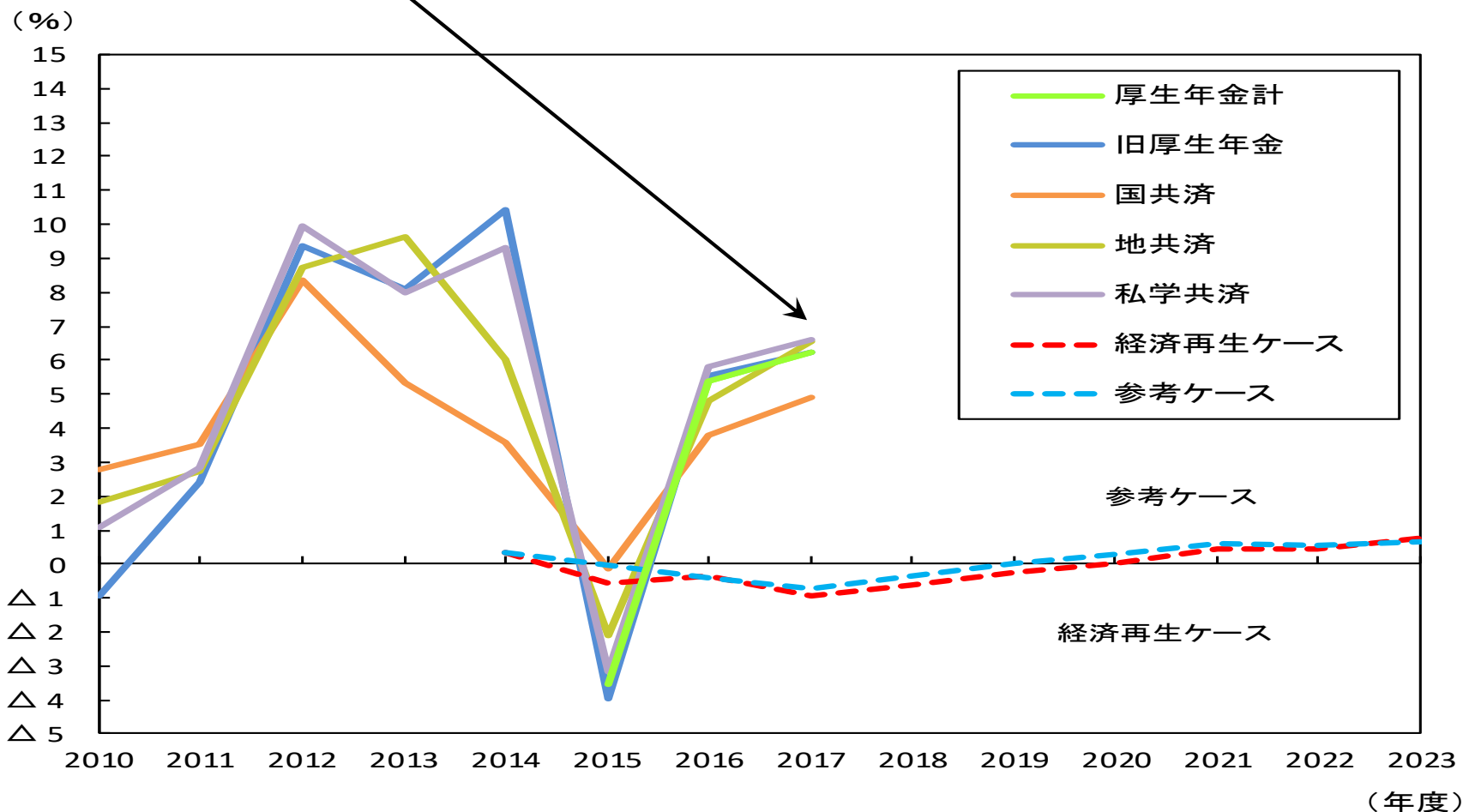
22. 実質賃金上昇率の実績と前提との比較

平成29(2017)年度の実質賃金上昇率(対物価上昇率でみた賃金上昇率)の実績は、財政検証等における前提を下回っている。



23. 実質的な運用利回りの実績と前提との比較

平成29(2017)年度の実質的な運用利回り(対名目賃金上昇率でみた運用利回り)の実績は、経済再生ケース、参考ケースのいずれも財政検証等における前提を大きく上回っている。

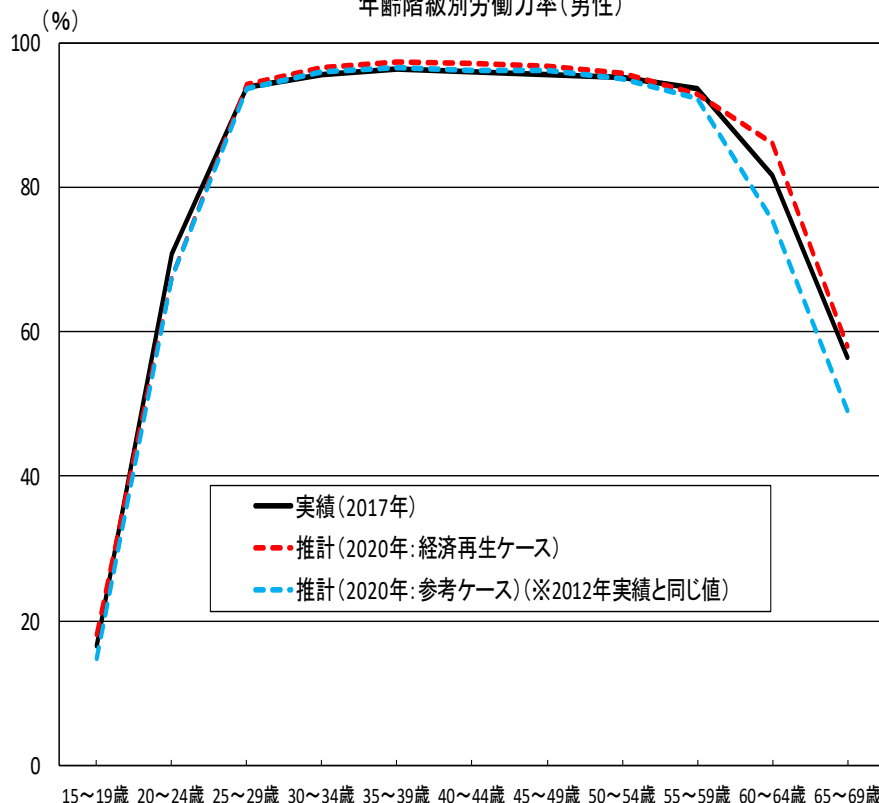


運用利回りについて実績と財政検証等における前提とを比較する際には、公的年金では保険料や新規裁定の給付費が名目賃金上昇率を基本として増減することから、長期的な観点からは、実質的な運用利回りにより比較することが適当。

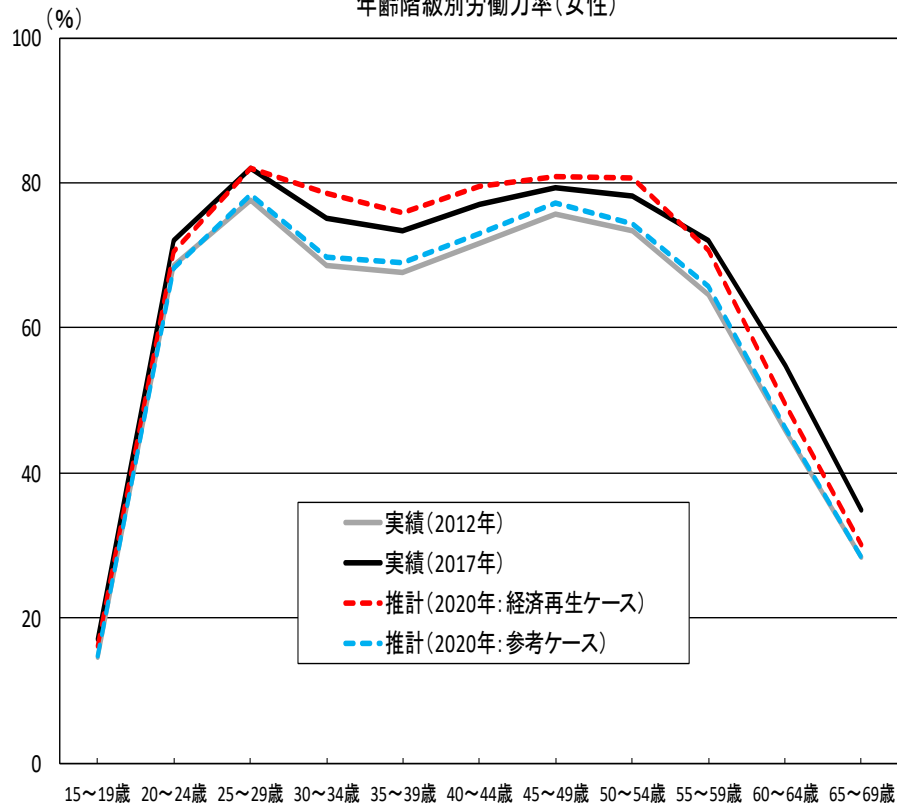
24. 労働力率の実績と前提との比較

- 平成29(2017)年の実績と経済再生ケースの推計値(2020年)との比較では、男女ともに一部の年齢階級を除き実績が推計値を下回っている。特に、男性では60～64歳で、女性では30～44歳、50～54歳で、実績が経済再生ケースの推計値を大きく下回っている。一方で、男性の20～24歳や女性60歳以上では、実績が経済再生ケースの推計値を大きく上回っている。
- 参考ケースの推計値(2020年)との比較では、男性では30～49歳を除く年齢階級で、女性では全ての年齢階級で、実績が推計値を上回っている。

年齢階級別労働力率(男性)



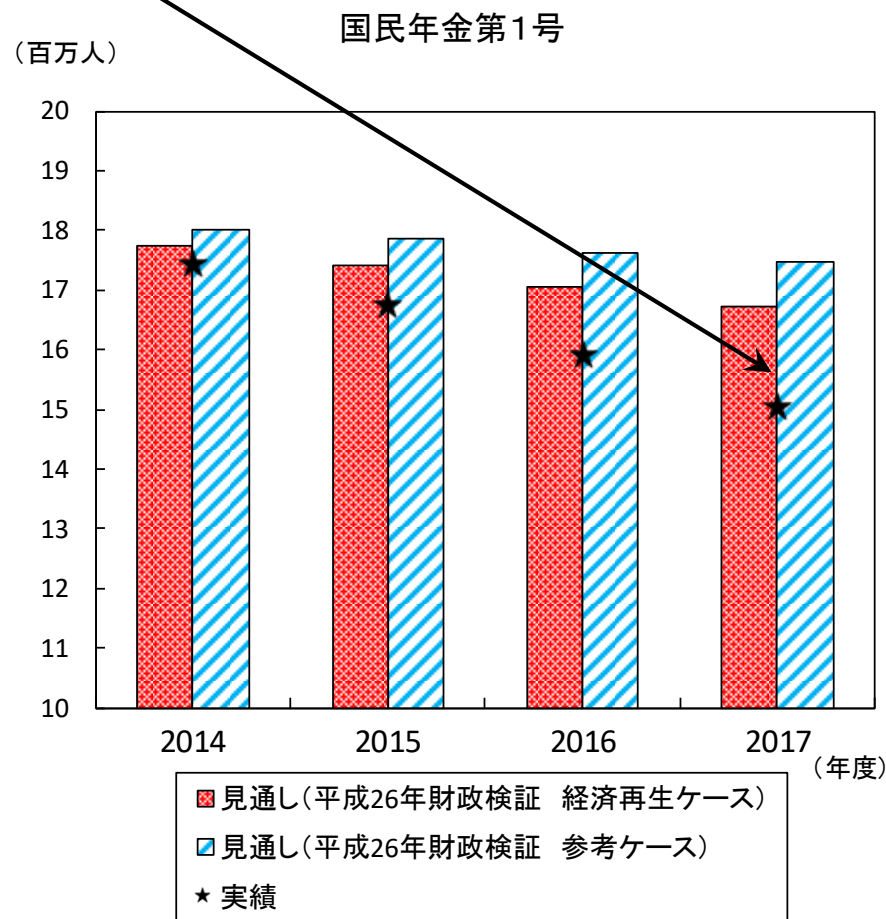
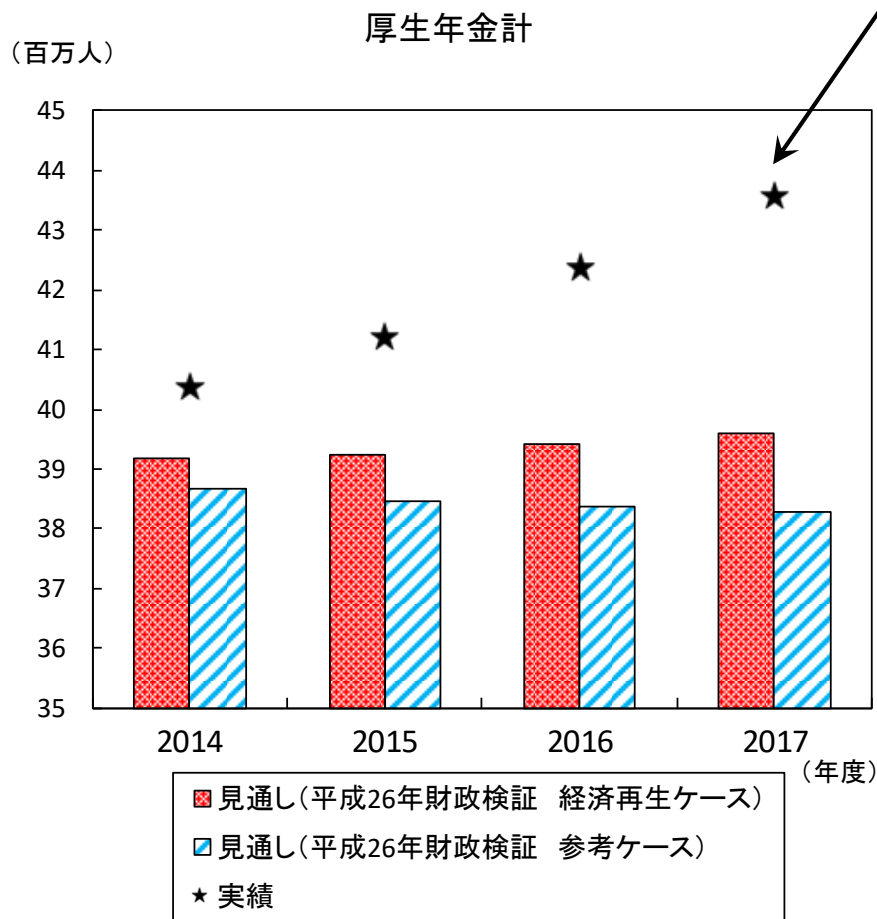
年齢階級別労働力率(女性)



労働力率の将来推計において公表されている2020年の推計値と平成29(2017)年の実績の比較である。比較している推計値が実績より3年先のものであることに留意が必要。

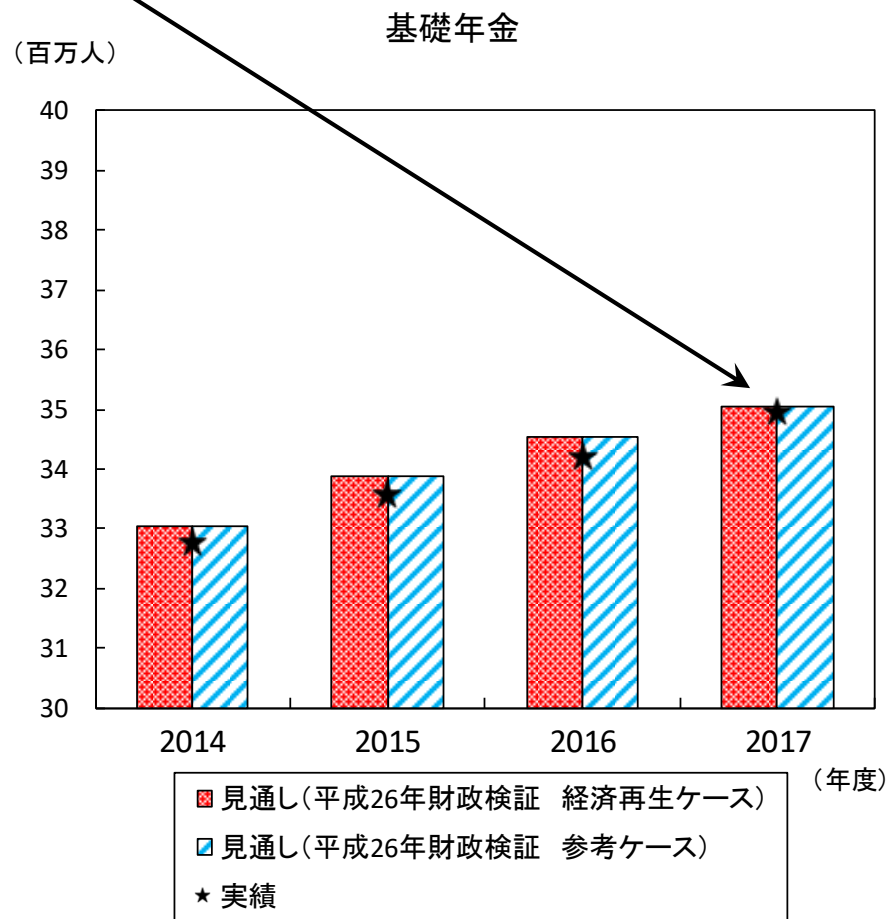
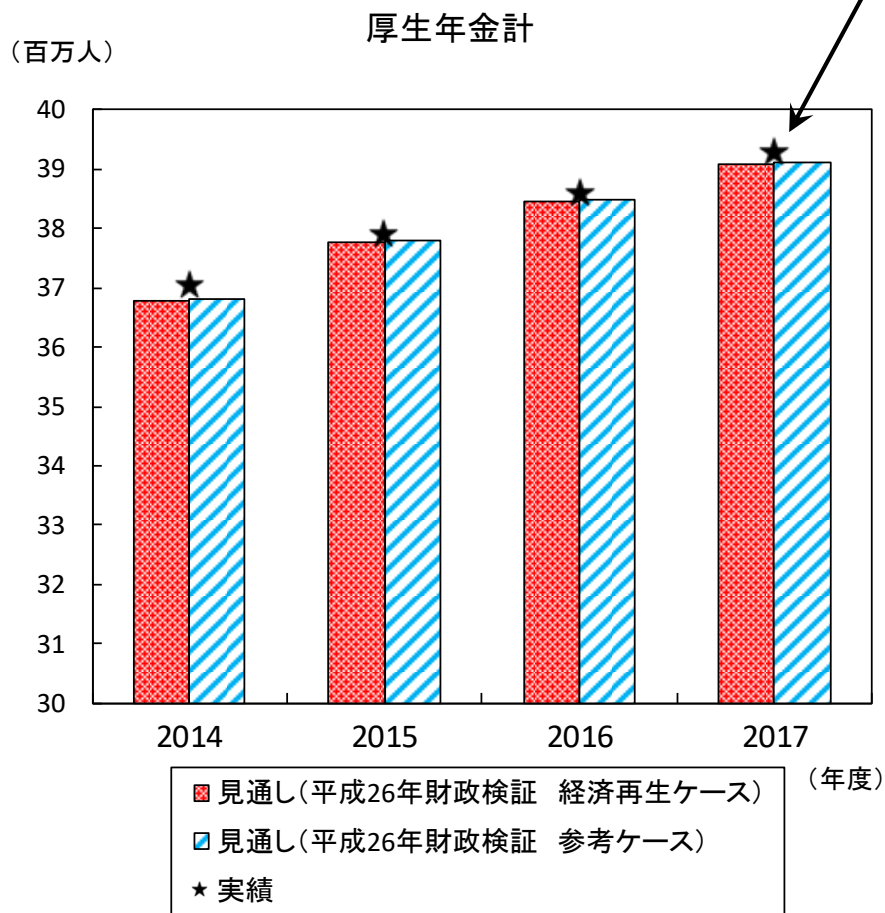
25. 被保険者数の実績と将来見通しとの比較

平成29(2017)年度は、厚生年金計では実績が将来見通しを大きく上回っており、国民年金第1号被保険者については、実績が将来見通しを大きく下回っている。



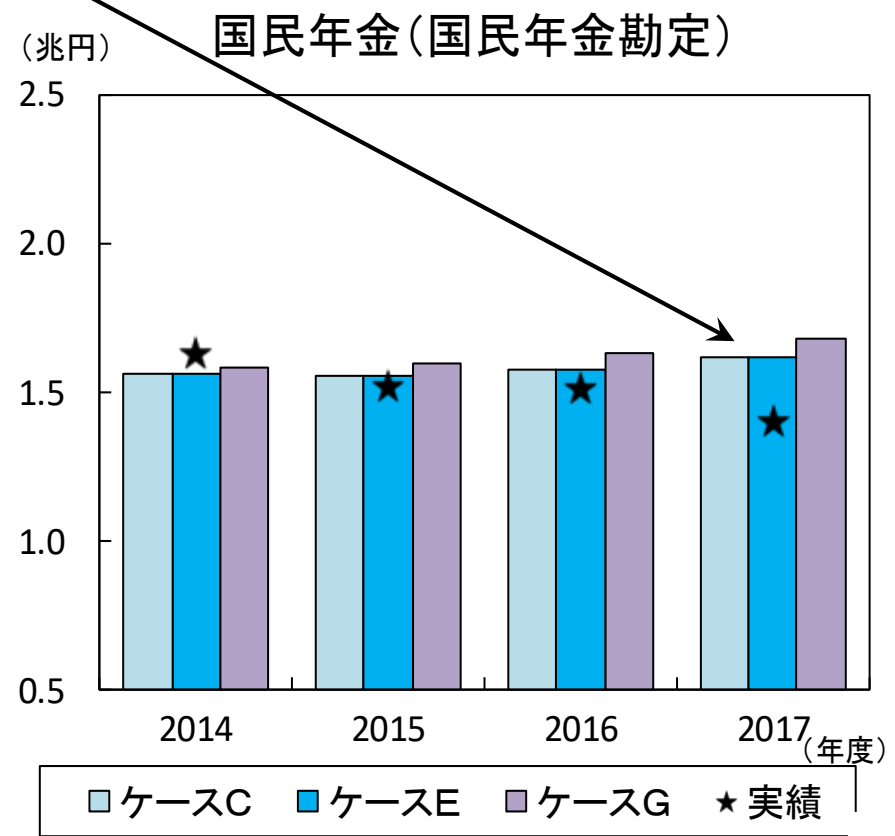
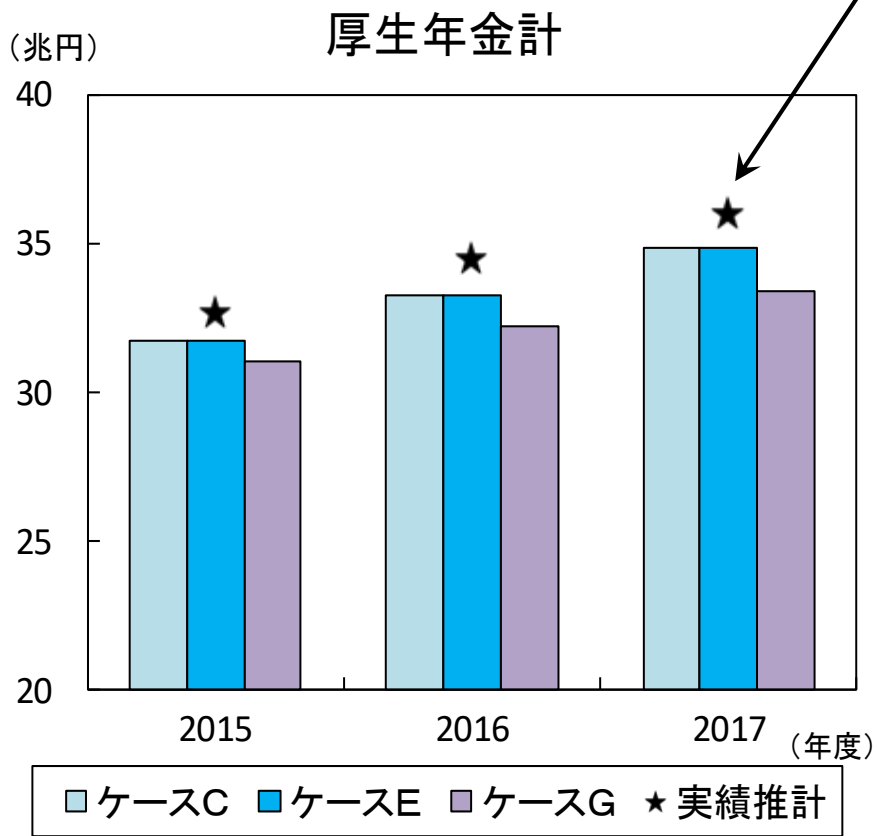
26. 受給者数の実績と将来見通しとの比較

平成29(2017)年度は、厚生年金計では実績が将来見通しをやや上回り、基礎年金では実績が将来見通しをやや下回っている。



27. 保険料収入の実績と将来見通しとの比較

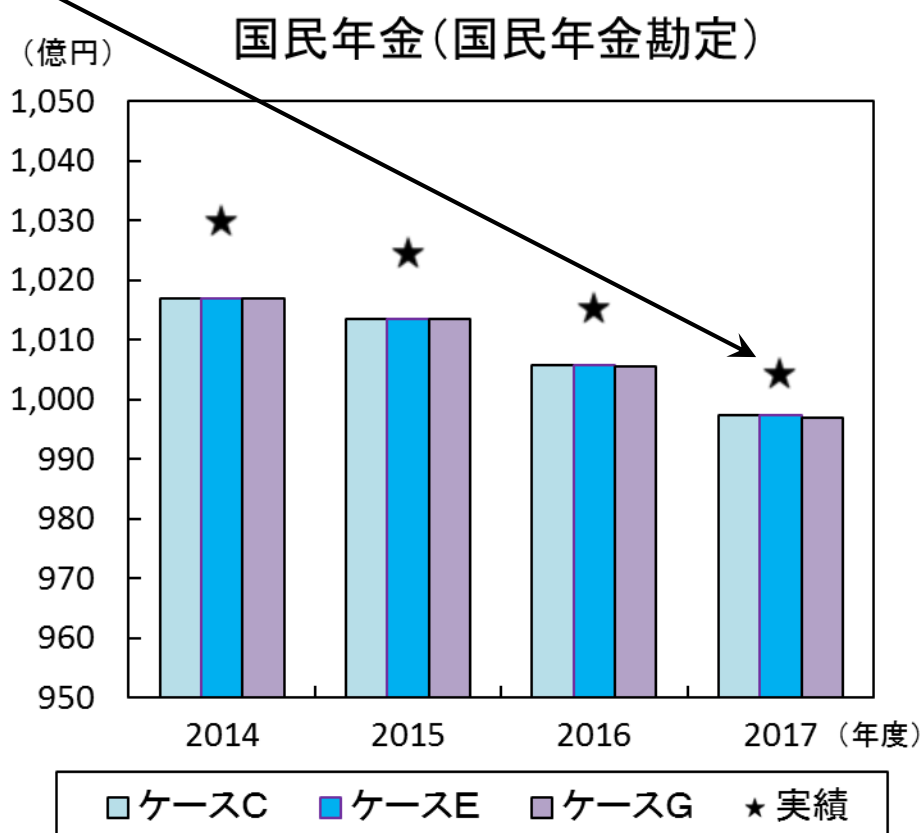
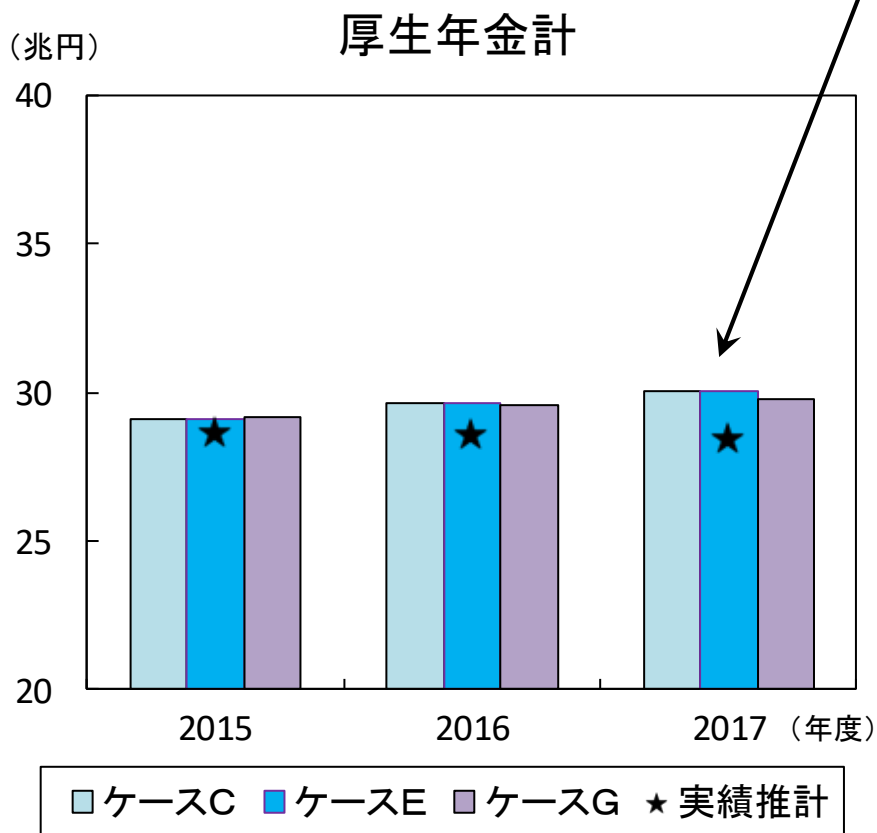
○平成29(2017)年度は、厚生年金計では実績が将来見通しを上回り、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しを下回っている。
 ○厚生年金計では、被保険者数の実績が将来見通しを大きく上回っていることによる。
 国民年金(国民年金勘定)では被保険者数が将来見通しを大きく下回っていることによる。



28. 給付費の実績と将来見通しとの比較

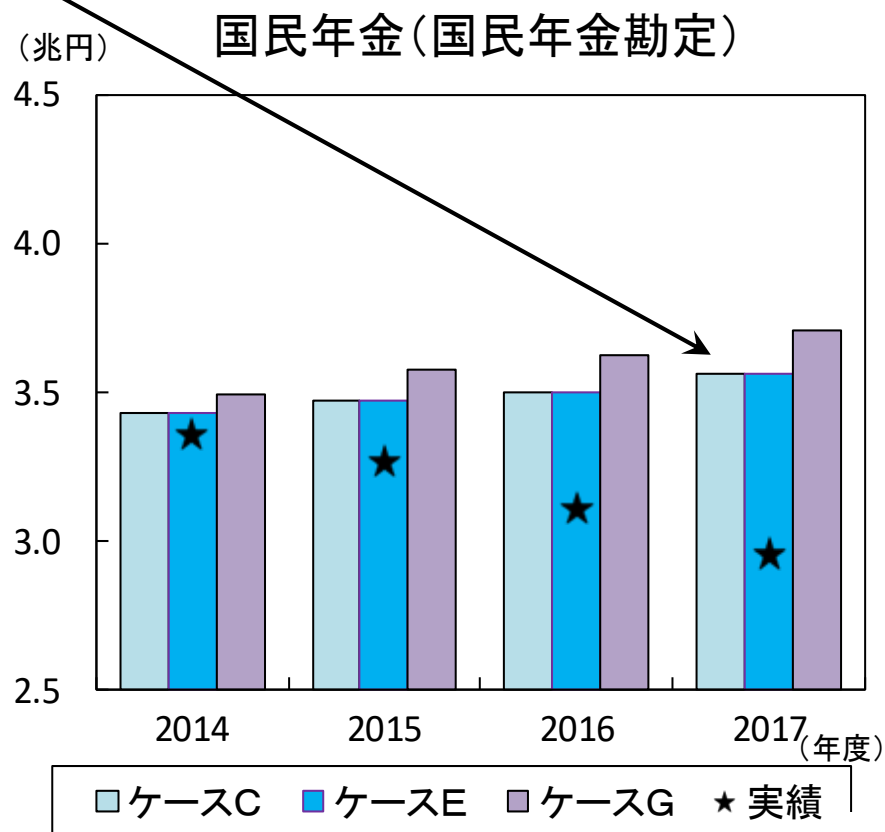
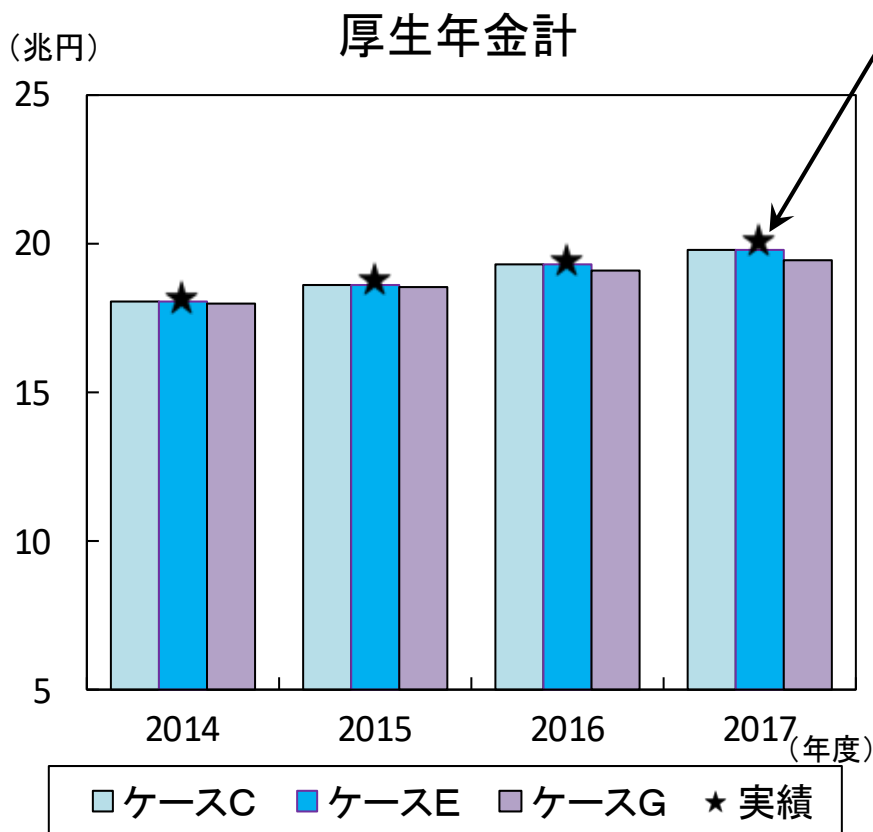
○平成29(2017)年度は、厚生年金計では実績が前年度に引き続き将来見通しを下回っており、その差は拡大している。年金改定率の実績が将来見通しより低いことによる。

○国民年金(国民年金勘定)では前年度と同程度、将来見通しを上回っている。なお、国民年金(国民年金勘定)の給付費の比較にあたっては、付加年金のように年金改定率により改定されない給付が給付費に含まれていることから厚生年金計の給付費のように年金改定率の乖離の影響を受けにくいことに留意する必要がある。



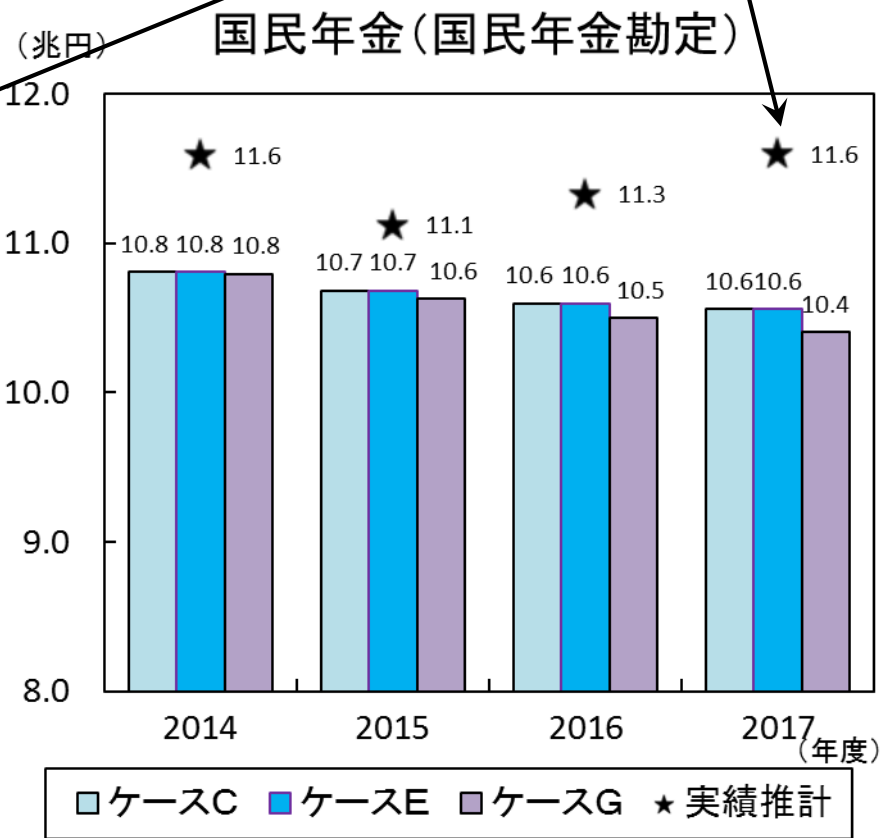
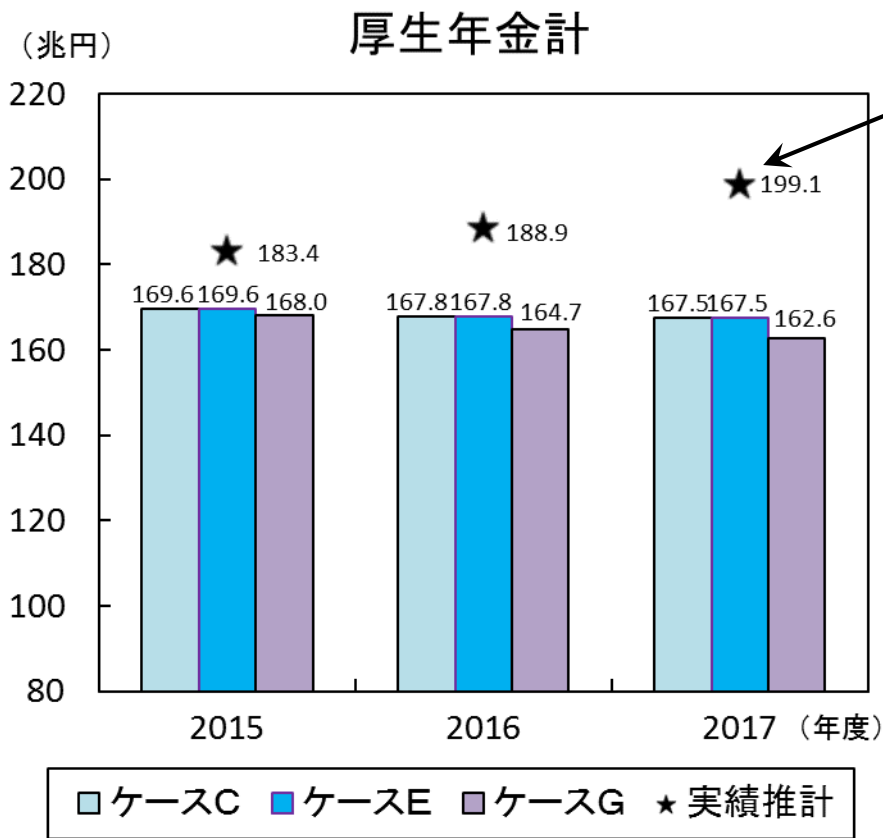
29. 基礎年金拠出金の実績と将来見通しとの比較

- 平成29(2017)年度は、厚生年金計では実績が将来見通しを上回り、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しを大きく下回っている。
- 全制度共通の基礎年金拠出金単価は実績が将来見通しを下回る一方、基礎年金拠出金算定対象者数は厚生年金計では実績が将来見通しを上回り、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しを下回ったことによる。



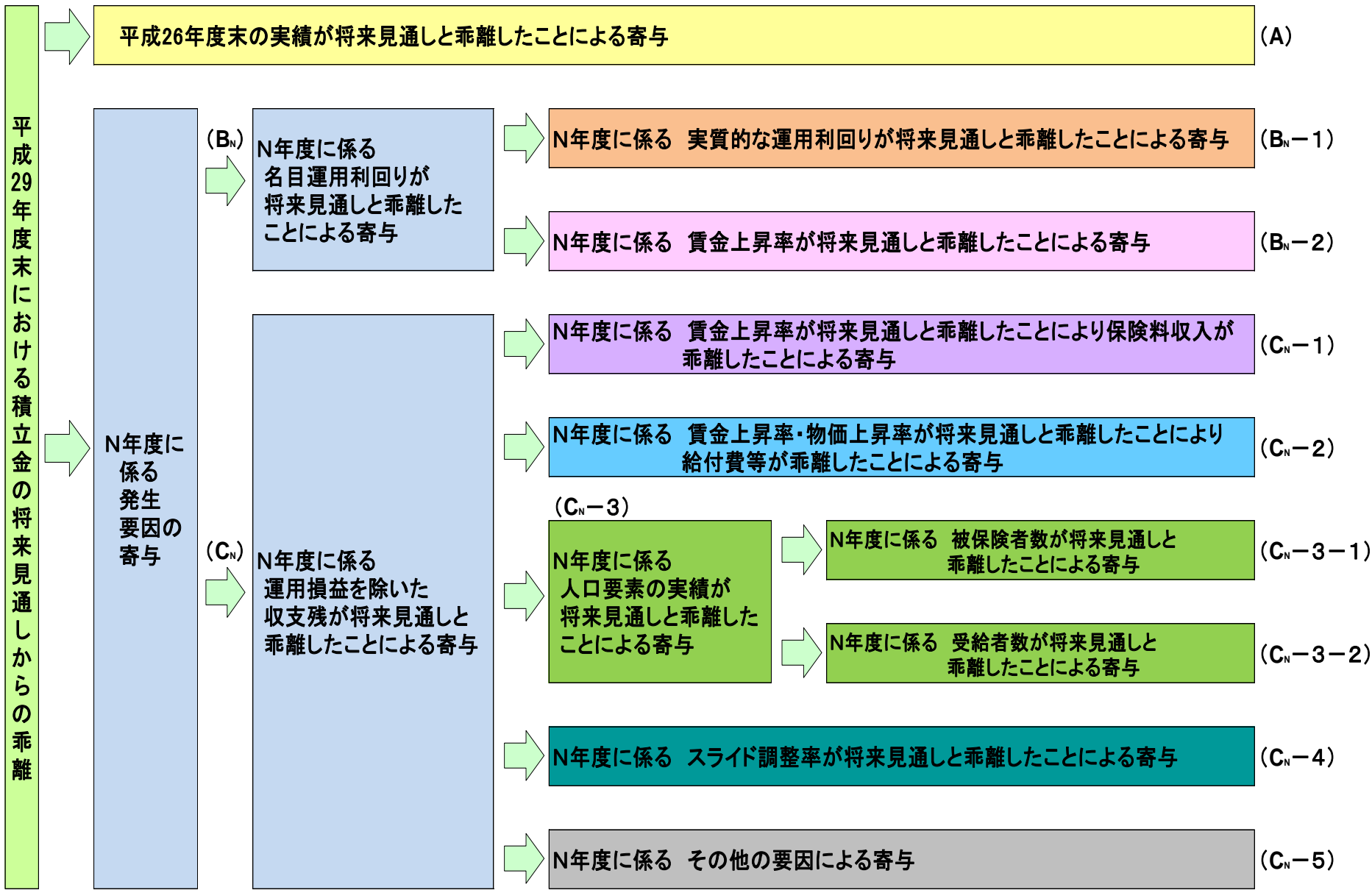
30. 積立金の実績と将来見通しとの比較

平成29(2017)年度末は、厚生年金計においても国民年金(国民年金勘定)においても実績が将来見通しを上回っている。



**積立金の乖離の分析と
厚生年金に係る財政状況の評価
(第3章第4、5節より抜粋)**

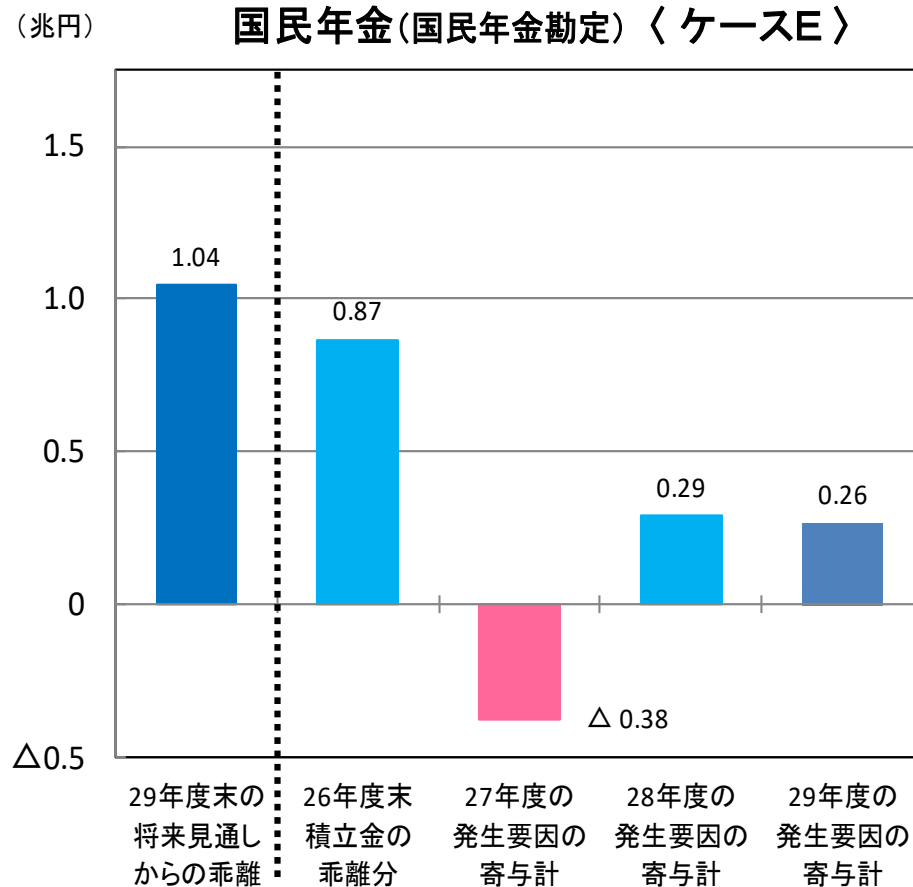
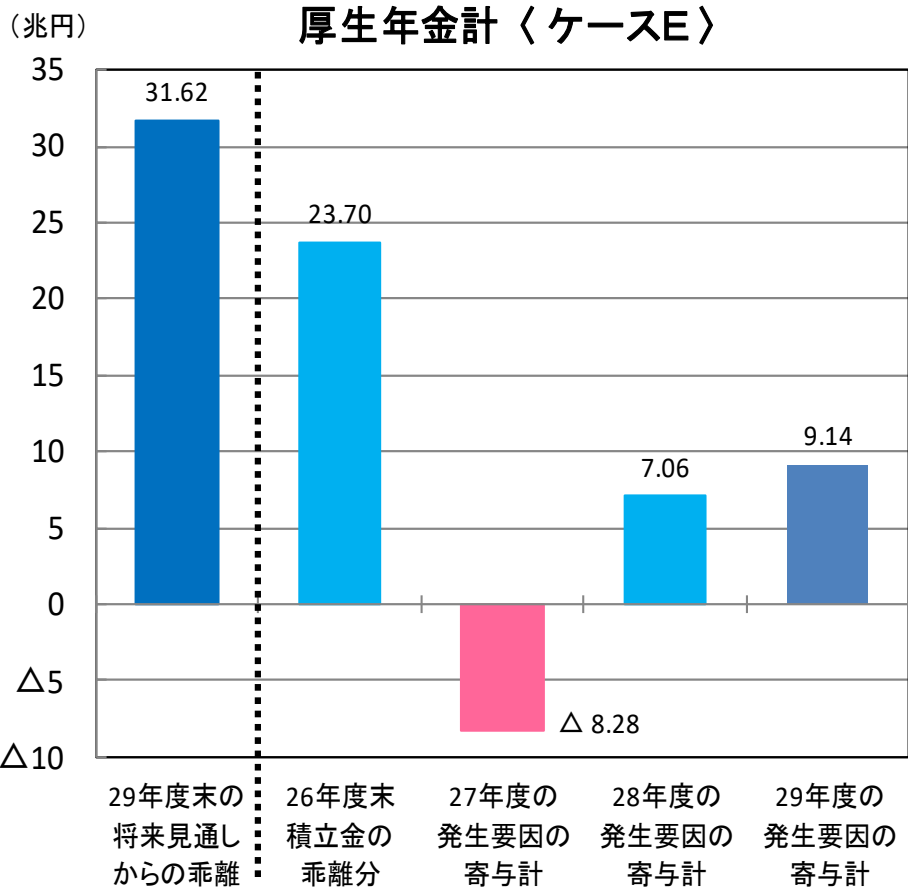
31. 積立金の実績と将来見通しの乖離分析の流れ



(N=平成27, 28, 29)

32. 積立金の実績と将来見通しの発生年度ごとの乖離状況

厚生年金計及び国民年金(国民年金勘定)の平成29(2017)年度末積立金は、ケースC、ケースE及びケースGのいずれにおいても、実績が将来見通しを上回っている。これは、平成26(2014)年度末の積立金の実績と将来見通しの乖離による寄与が大きいことに加え、平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度に係る発生要因の寄与計がプラスとなっていることによる。



注 ケースC、ケースGについても、同様の結果となる。

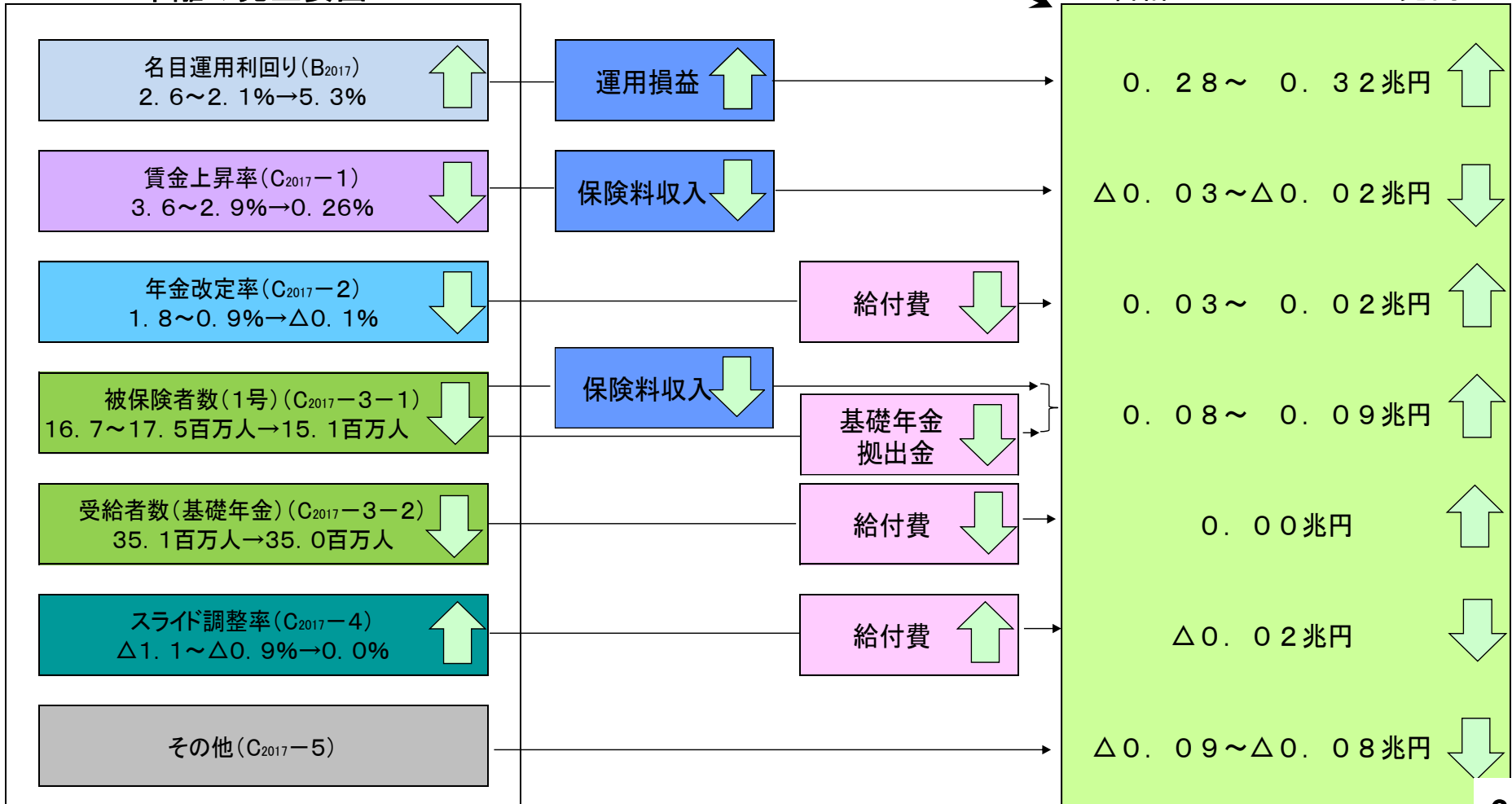
34. 積立金の乖離分析の結果(平成29年度発生分・国民年金)

国民年金

平成29(2017)年度に生じた積立金の乖離は
主として名目運用利回りと被保険者数の乖離によるもの。

注 積立金の乖離を要因別に取り出して
集約し、ケースC、ケースE、ケースGの
うちの最大値及び最小値を表示したも
のである。

乖離の発生要因



○平成29年度末における厚生年金の財政状況について、ケースC、ケースE及びケースGで分析を行った結果、積立金の実績と「評価の基準となる積立金額(推計値)」の差額は財源(保険料と積立金)との対比でプラス2.8～3.0%となっている。ただし、現時点では財源の余裕があったとしても、実際には給付水準の改善に結びつかないこともあり得るため、年金財政への影響については、今後も継続的に注視していく必要がある。

○また、年金数理部会としては、マクロ経済スライドの機能発揮状況や、国民年金第1号被保険者が減少し厚生年金被保険者となる傾向の進み具合が将来の給付水準に与える影響の観点からも、毎年の制度運営の動向を注視していきたい。

○いずれにせよ、年金財政の観点からは、人口要素、経済要素等いずれも短期的な動向にとらわれることなく、長期的な観点から財政状況の動向を注視すべきである。

	ケースC	ケースE	ケースG
	兆円	兆円	兆円
積立金の実績 ①	199.1	199.1	199.1
評価の基準となる積立金 ②	157.4	157.4	155.9
積立金の実績と評価の基準となる積立金額(推計値)の差 ③= ①-②	41.7	41.7	43.2
財源(国庫・公経済負担を除く) ④	1,515.0	1,417.8	1,443.6
財源(国庫・公経済負担を除く)に対する 積立金の実績と評価の基準となる積立金額(推計値)の差の比率 ③/④	2.8	2.9	3.0
	%	%	%

※「評価の基準となる積立金額(推計値)」とは、積立金の将来見通しを賃金上昇率及び物価上昇率の実績と財政検証における前提との乖離に対応する分だけ補正したものである。

參考資料

社会保障審議会年金数理部会について

社会保障審議会年金数理部会

- ・ 公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定(平成13年)の要請を踏まえ、「各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」などを審議内容とする部会として社会保障審議会に設置。
- ・ 平成27年10月に被用者年金制度が一元化された後も、制度の安定性の確保の観点から財政検証結果及び各年度の決算の報告を求め審議。

閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」(平成13年)

社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

